

令和 7 年度

滋賀森林管理署高島森林事務所模様替工事

閱 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
2. 工事請負契約書（案）
3. 特記仕様書及び図面

近畿中国森林管理局

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は、電子入札システム（以下「電子入札」という。）に基づくものとする。
なお、電子入札により難しい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式（以下「紙入札」という。）に代えることができる。（別紙様式1、2）
ただし、紙入札による入札書は所定の用紙（別紙様式4）を使用し、入札案件毎に別葉として持参により提出すること。郵送、加入電信、電報、テレコピー、電話その他の方法等による入札書の提出は認めない。
- 5 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 電子入札による入札の場合は、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に基づくものとする。
- 7 紙入札による場合の入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- 8 紙入札による場合で本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状（別紙様式5）又は委任権限を証明した書類を提出すること。
また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 10 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 11 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）紙入札において、発注者名、入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - （4）紙入札において、入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - （5）紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）紙入札において、入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）紙入札において、入札時刻に遅れてした入札
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 12 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 13 開札前に、入札者から錯誤等を理由として自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。
- また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- ただし、電子入札において、入札者は、入札書提出後開札までに、他の入札物件の落札が決定し、当該入札物件を落札したことにより建設業法第26条違反になる場合は、直ちに発注者に申し出ることとし、発注者は、直ちに入札者から理由を付した技術提案書等の取り下げに関する申出書（別紙様式3）の提出を求め、確かに上記事実であると認められた場合は、開札時に、当該入札書を「無効」とする措置をとるものとする。
- 14 開札は電子入札により行うこととし、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に定める立会官が立ち会って行う。
- ただし、紙入札による場合は入札者の面前で行う。
- なお、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 15 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- なお、入札の回数は原則として2回とするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
- 16 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 17 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、入札執行事務に関係のない職員がくじを引くものとし、その結果を通知するものとする。

- 18 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 19 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 電子入札により入札に参加する場合は、電子入札操作マニュアル、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）を熟知しておくものとする（農林水産省ホームページ・農林水産省電子入札センター）。
- 23 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙様式1)

紙入札方式参加承諾願

1 発注工事（業務）名

2 電子入札システムでの参加ができない理由
(記入例)

認証カードの発行手続が遅れているため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式2)

入札方式変更承諾願

1 発注工事(業務)名

2 入札方式を変更する理由
(記入例)

認証カードが破損したため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加に変更することを承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

上記について承諾します。

年 月 日

殿

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式3)

技術提案書等の取り下げに関する申出書

1 発注工事（業務）名

2 技術提案書等を取り下げる理由
(記載例)

他の工事（業務）の落札に伴い、配置予定の技術者を配置できなくなったため。

※ 入札書提出後（同時提出型を含む）においては、記載例の理由に限る。

年 月 日

住 所
商号又は名称 ○○ 株式会社
代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

(別紙様式 4)

入 札 書

入札物件 第 号

発注工事（業務）名

入 札 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の 1 0 % を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 高橋 和宏 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

(別紙様式 5)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 高橋 和宏 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

発注工事（業務）名

工事請負契約書(案)

- | | | | |
|---|--------------------------------------|--|----|
| 1 | 工 事 名 | 滋賀森林管理署高島森林事務所模様替工事 | |
| 2 | 工 事 場 所 | 滋賀県高島市今津町住吉1丁目3-1 今津法務総合庁舎 | |
| 3 | 工 期 | 契約締結日の翌日から
令和7年11月28日まで | |
| 4 | 請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円 | 円) |
| 5 | 契約保証金額 | 円 | |
| 6 | 調 停 人 | | |
| 7 | 前 金 払 | 請負代金額の10分の 以内 | |
| 8 | あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕建設工事紛争審査会 | | |
| 9 | 選 択 条 項 | 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。 | |

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
	[] 主任技術者	第 10 条第 1 項第 2 号
	[] 監理技術者	
×	支給材料及び貸与品	第 15 条
	前金払	第 35 条第 1 項
	中間前金払	第 35 条第 5 項
	部分払	第 38 条
×	部分払の対象となる工場製品	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙1を添付する。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

令和 年 月 日

印

印

工事数量内訳書

工事名：滋賀森林管理署高島森林事務所模様替工事

種別	数量	単位	備考
I.直接工事費	1	式	
A 建設工事			
a 事務室改修工事			
b 倉庫改修工事			
c 車庫新築工事			
d 外構工事			
計			
B 電気工事			
a 事務室改修電気設備工事			
b 車庫新築電気設備工事			
計			
C 機械設備工事			
a 事務室改修機械設備工事			
計			
合計			
II.共通仮設費	1	式	
純工事費			
III.現場管理費	1	式	
工事原価			
IV.一般管理費	1	式	
工事価格			
V.消費税相当額	10	%	
工事費			

※入札時に提出する内訳書については、この内訳書をもとに作成すること

滋賀森林管理署高島森林事務所模様替工事

図面リスト					
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	建築工事特記仕様書（１）	A-11	改修事務所平面図・仕上表・天井伏図1/100	E-01	電気設備工事特記仕様書
A-02	建築工事特記仕様書（２）	A-12	改修事務所展開図1/50・1/100	E-02	電気設備工事 配置図1/200
A-03	建築工事特記仕様書（３）	A-13	詳細図・建具リスト1/5・1/10・1/100	E-03	電気設備工事 幹線電灯コンセント通信設備改修平面図改修１階・２階平面図1/100
A-04	建築工事特記仕様書（４）	A-14	家具詳細図1/10・1/20	E-04	電気設備工事 分電盤リスト照明器具姿図車庫電灯設備平面図・撤去電灯コンセント設備平面図1/100
A-05	改修配置図1/200	A-15	車庫 平面図・立面図・仕上表1/100・1/30		
A-06	既設配置図1/200	A-16	車庫 伏図・軸組図1/100	M-01	機械設備工事特記仕様書
A-07	既設１階平面図1/100	A-17	外構図1/200	M-02	給排水衛生設備工事 事務所部分詳細図1/50
A-08	改修１階平面図1/100	A-18	サイン詳細図1/20・1/30・1/4・1/10	M-03	冷暖房・換気設備工事 部分平面図・機器リスト1/50
A-09	既設２階平面図1/100				
A-10	改修２階平面図1/100				

滋 賀 森 林 管 理 署
株式会社 環境空間設計

[illegible]

鉄筋工事

⑤鉄筋の種類

②溶接金網

③加工および組立

④鉄筋の継手

⑤圧接完了後の検査

⑥土間コンクリート補強

あと施工アンカーの材料

あと施工アンカーの削孔

施工確認試験

⑥コンクリート工事

①コンクリートの強度

※異形鉄筋(JIS G3112)

※SD295A・D10・D13・D16・D19・SD345・D19・D22・D25・D29・D10・D13・D16

・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けた鉄筋

編目形状寸法(※150×150・100×100)径(※6・8)

直接基礎の配筋

○別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図1.1)による

基礎接合部の補強配筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図1.2)による

基礎梁主筋の継手、定着及び余長

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図1.3)による

基礎梁のあばら筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図1.4)による

柱主筋の継手、定着及び余長

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図2.1)による

帯筋組立の形及び割付け

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図2.2)による

柱の打増し補強

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図2.3)による

大梁主筋の継手、定着及び余長

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図3.1)による

あばら筋組立の形及び割付け等

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図3.2)による

梁の打増し補強

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図3.3)による

小梁主筋の継手、定着及び余長

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図3.4)による

片持梁主筋の継手、定着及び余長

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図3.5)による

壁の基準配筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図4.1)による

壁の継手及び定着

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図4.2)による

壁の文交部及び端部の配筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図4.3)による

壁の開口部補強

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図4.4)による

壁の打増し補強

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図4.5)による

スラブの基準配筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図5.1)による

スラブ筋の定着及び受け筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図5.2)による

片持スラブの基準配筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図5.3)による

片持スラブ先端に壁が付く場合の配筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図5.4)による

スラブ開口部補強

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図5.5)による

出隅及び入隅部の補強配筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図5.6)による

スラブの打増し補強配筋等

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図5.7)による

段差のあるスラブの補強配筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図5.8)による

片持スラブ形階段の基準配筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図6.1)による

二辺固定スラブ形階段の基準配筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図6.2)による

梁貫通孔の配筋

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図7.1)による

梁貫通孔の補強形式

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図7.2)による

コンクリートブロック壁壁との取合い

・別図による

・構造配筋標準図による

※標仕(各部配筋参考図7.3)による

90°未満の折曲ぐの内径直径

使用箇所：あばら筋、帯筋、スパイラル筋

D16以下※3d以上

D19～25※4d以上

D29～38※8d以上

使用箇所：上記以外の鉄筋

D16以下※4d以上(SD390の場合は5d以上)

D19～25※6d以上

D29～38※8d以上

※超音波探傷試験による検査

・引張試験による検査

※入れる

・入れない

(各部配筋参考図5.7別図5.11)

・金属系アンカー(径：D10、D13)

・接着系アンカー(径：M16)

接着剤の品質

※有機系

アンカー筋の種類

※鉄筋コンクリート用棒筋、建築構造用圧延棒筋

削孔前の埋込み配管等の探査

範囲

※あと施工アンカー施工部分全て

・図示

方法

※探査機により探査し、配管等の差出しを行う

・はつり出しによる

アンカー筋

※行う

19KN/m以上

普通コンクリート

設計基準強度F_c(N/mm²)

構造体強度補正値S

施工箇所

・18※21・24・30

標仕による

べた基礎、立上り

・27

標仕による

外構

※18

標仕による

調査管理強度=F_c+S

F_c設計基準強度

S構造体強度補正値

(表6.4.1)

②ディレイリット工の類別

③気乾単位容積質量

④荷割し地点におけるスランプ

⑤セメントの種類

⑥骨材

⑦混和材

8打継ぎ目地

ひび割れ誘発目地

⑨打放し仕上げ

⑩型枠

⑪コリト中の水分測定

12軽量コンクリート

13モルタル及びグラウト材

14軽量モルタル

7鉄骨工事

1鉄骨の製作所

2施工管理技術者

3鋼材の種類

4高力ボルトの種類

5アンカーボルト

6ターンバックル

7工作機

8溶接

9溶接部の試験

10チャットレートの溶接

11耐火被覆

127カサ等の設置

13柱間均しモルタル

14検査結果の報告

15溶融亜鉛メッキ高力ボルト接合

8コンクリートブロック・ALCパネル押出成形セメント板工事

1空調コンクリートブロックの種類

2各部の配筋

3ALCパネル

4押出成形セメント板

※I類

・II類

普通コンクリート

※2.3 t/m³

・

※標仕による

・

※普通ボルトランドセメント又は混合セメントのA種

・早強ボルトランドセメント

・

アルカリシリカ反応性による区分

※A

・B

混和剤の種類

※A E剤、A E減水剤又は高性能A E減水剤

形状及び寸法

※標仕9.6.3(a)(1)による

(6.6.3)・(6.9.2)

位置・ピッチ

監督職員と協議のうえ、施工のこと。

外部に面するコリト打放し仕上げの打増し厚さ

※20 mm

・mm

打放し仕上げの種類

・A種

・B種

・C種

せき板の材料

※標仕による

(6.9.3)

※標仕による

(6.5.4)・(表6.10.1)

種別

※1種

・2種

設計基準強度(N/mm²)

○Fc18-21-15

2階EV機械室

気乾単位容積質量

※1.8 t/m³

施工箇所：炭上げコンクリート

(6.1.4)・(6.1.13)

柱底等の均しモルタル

※無収縮モルタル

無収縮モルタル

セメント系(酸化カルシウム及びカルシウムサルファルミンート等によって密着する性質を利用するもの)とする。

JIS R 5210(ボルトランドセメント)による普通または早強ボルトランドセメントとする。

土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。

(各重量比)

(セメント+混和材)：砂＝1：1

※圧縮強度45N/mm²(28日)

気乾単位容積質量

施工箇所：

⑨屋根及びとい工事

2折板葺1

2折板葺2

3粘土瓦葺

④工法

5雪止金物

⑥責任施工および保証期間

⑦とい

8ドレン

⑩排水工事

1排水溝

②排水管

③排水ます

11ユニバーサルデザイン工事

1視覚障害者用床材

2点字版

3ピクトサイン

4鏡

5補助手摺

6手摺(階段手摺)

7手摺点字シート

8総合案内サイン

9建具取手

屋根葺形式

・横葺

・瓦葺葺

・平葺

・立平葺

(13.2.3)

材種

・塗装溶融亜鉛メッキ鋼板および鋼帯

・溶融アルミニウムめっき鋼板および鋼帯

・塗装溶融亜鉛5%アルミニウム合金メッキ鋼板および鋼帯

・塗装溶融5%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板および鋼帯

・ポリ塩化ビニル被覆金属板

・冷間圧延ステンレス鋼板および鋼帯

・塗装ステンレス鋼板

一般部※0.5mm

・谷部※0.5mm

(13.2.2)

下葺

※ゴムアスファルトルーフィング

形式

・重ね形

・はげ締め形

○嵌合式

材種

・塗装溶融亜鉛メッキ鋼板

○塗装溶融5%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板

種類

山高170(mm)

山ピッチ550(mm)

耐力(N/㎡)

(13.3.2)

板厚・0.6mm

○0.8mm

軒先面戸板

○あり

・なし

けらば包み

○あり(厚さ0.8(mm)幅300(mm))

・なし

30分耐火

※あり

・なし

断熱材

○あり(種別：フネエース

厚さ：4 mm

防火性能：耐火

・なし

(13.4.2)

(13.3.2)

形式

・重ね形

・はげ締め形

・嵌合式

材種

・塗装溶融亜鉛メッキ鋼板

・塗装溶融5%アルミニウム-亜鉛合金メッキ鋼板

種類

山高88(mm)

山ピッチ(mm)

耐力(N/㎡)

板厚・0.6mm

・0.8mm

軒先面戸板

・あり

・なし

けらば包み

・あり(厚さ(mm)幅(mm))

・なし

30分耐火

※あり

・なし

断熱材

・あり(種別：

厚さ：mm

防火性能：

・なし

(13.4.2)

種類：

寸法：

枝木の留付け工法：引掛け横工法

※「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」により施工すること

建築基準法に基づき定められた区分

基準風速V₀=(34) m/s

垂直積雪量(175) cm

※上記により定まる風圧力及び積雪加重に対応した工法とすること。

※公的機関での引張試験、水密試験データを有する製品を使用すること。

ステンレス製1段

・折板葺き

○10年間

(13.5.2)・(表13.5.1)

材種

※硬質塩化ビニル管(カラー)

・配管用鋼管(屋内防露処理)

・ステンレス管(既製品)

・SGP管

・アルミ管(既製品)

排除口

・設ける

○設けない

防露材

※標仕表13.5.4による

・施工場所：

鋼管表13.5.5.5による

・フロアドレン

変性エポキシ樹脂(・2種・3種)

・ルーフトレン

変性エポキシ樹脂(・2種・3種)

・横引ドレン

変性エポキシ樹脂(・2種・3種)

種類

・U字溝

・現場打設溝

・勾配可変側溝

種類

○硬質塩化ビニル管(※V_P・V_U)

・遠心力鉄筋コンクリート管(外圧管※1種・2種)

・リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(RS-V_U・RF-V_P)

車道部の排水管の敷設

・図示

※砂基礎(地床厚さ200mm以上

材料：山砂の類)

ますの種類

・現場施工

○既製品(環境に配慮した材料として一般廃棄物の溶融固化物等を極力使用すること)

(製品はJIS製品、JISに規定のない製品はJIS工場製作品または同等品とする)

ふたの種類

○コンクリート蓋

・マンホール蓋

適用荷重

・T-2用

・T-6用

・T-14用

・T-20用

(21.2.2)

・グレーチング蓋

材質

・鋼製

・ステンレス製

適用荷重

・歩行用

・T-2用

・T-6用

・T-14用

・T-20用

・T-25用

・化粧蓋

・屋内用

材質

・塩化ビニル

・レジンコンクリート

・タイル材質

寸法

※300(mm)×300(mm)

・厚さ(mm)：

・屋外用

材質

・レジンコンクリート

・タイル

寸法

※300(mm)×300(mm)

・厚さ(mm)：

※色は黄色を使用すること

材質

・アルミ製

・ステンレス製

・真鍮製

・ナイロン製

※色は黄色を使用すること

材質

・アクリル製

・ステンレス製

・ビニールシート製

・アルミ製

・木製

種

※あり

・なし

厚さ

※5mm

・

※防湿性、耐腐食性

・アルミ製

表面処理

※A-1種またはB-1種

・B-2種

・ステンレス製

表面仕上げ

・HL仕上げ

・No.2B

・鏡面仕上げ

・B1認定品1型

・φ34丸型塩ビ樹脂製(芯材：アルミ押出部材)

・木質製(

・UV樹脂インク点字加工

透明点字シートまたはダイノックシート

シルク印刷

・図示による

建具表による

レバーハンドルを原則とするも、詳細は別図による。

防水改修工事

1アスファルト防水

2改質アスファルトシート防水

3合成高分子系I-フイングシート防水

4塗膜防水

5ルーフトレン

6脱気装置

7施工業

8責任施工及び保証期間

⑨シーリング

10屋根性能

11長尺金属板葺

12折板葺

13コンクリート打放し仕上げ外壁改修工法

2モルタル塗り仕上げ外壁改修工法

防水層の種類

種別

施工箇所

・AS-1

・AS-2

・AS-3

・AS-4

・AS-5

・AS-6

・AS1-1

・AS1-2

※露出防水

(9.4.2)・(9.4.3)・(表9.4.1)・(改修標仕表3.3.3～10)

工法

種別

シートの種類

シートの厚(㎜)

施工箇所

仕上塗料塗り使用分類

・S-F1

・S1-F1

加硫ゴム系

※1.2・1.5

・S-F2

・S1-F2

塩化ビニル樹脂系

※2.0・1.5

・S-M1

・S1-M1

加硫ゴム系

※1.5

・S-M2

・S1-M2

塩化ビニル樹脂系

※1.5

・S-M3

・S1-M3

熱可塑性ポリマー系

※1.2

種別

施工箇所

・X-1

・X-2

・Y-1

・Y-2

下地調整材：ポリマーセメントペースト

・C-S-U

・ケイ酸系接着剤(EVビッド)

材種

※塩ビ製(改修用既製品)

φ75mm

タテ引き用

・ステンレス製(改修用既製品)

φ75mm

タテ引き用

材質：

設置数量：

工事完了後に監督職員の指示する場所に取り付ける。

・アスファルト防水

10年間

・改質アスファルトシート防水

10年間

・合成高分子系ルーフトレッシングシート防水

10年間

・ケイ酸系接着剤防水

10年間

材種

※標仕による

(9.6.2)

種別(記号)

施工箇所

MS-2

2成分形変形シリコン系シーリング

建具廻り

SR-1

シリコン系シーリング

PS-2

※シリカフィラー系シーリング

PU-2

2成分形※シリカ系シーリング

※ノンブリードとすること

接着性試験

※行う(※簡易接着性試験

・引張接着性試験)

・行わない

(9.6.5)

耐風圧力

2000 N/m²

積雪荷重

1000 N/m²

(13.3.2)

既存瓦葺葺カバー工法改修

(13.2.2-3)・(表13.2.1)

屋根葺形式

長尺金属板の種類

板厚(mm)

・瓦葺葺

※塗装溶融55%74%Al-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯

※0.5

・下葺材料(

・既存瓦葺葺部分

・浮き剥除去及び高圧洗浄

・既存瓦葺葺部分

・特殊変性エポキシ樹脂厚型重防食塗料塗(60μ)

・断熱材(

・オレフィン樹脂系フォーム断熱材

t=4)

・亜鉛めっきを施した鋼製品

・ステンレス製品

・内蔵・谷継(

・耐融被覆鋼板t=0.4加工

・雪止金物(

・)

既存瓦葺葺カバー工法改修

三晃金属工業

サンコーステップ68

又は同等品

既存折板葺カバー工法改修

(13.3.2-3)

形式

・重ね形

・はげ締め形

・かん合形

形状(mm)

山高(85)

山ピッチ(200)

板厚・0.6・0.8

材料

※塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯

軒先面戸板

・有り(軒先フレーション)

・無し

断熱材

・有り(種別：発泡ポリスチレンフォーム断熱材

厚さ：4 mm

・無し

1コンクリート打放し仕上げ外壁改修工法

(4.1.4)

・ひび割れ部

・樹脂注入工法

・ウカットシール材充填工法

・シール工法

・欠損部

※充填工法

2モルタル塗り仕上げ外壁改修工法

(4.1.4)

・ひび割れ部

・樹脂注入工法

・ウカットシール材充填工法

・シール工法

・欠損部

・充填工法

・モルタル塗替え工法

・浮き部

・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法

・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

・充填工法

・モルタル塗替え工法

環境空間設計

代表取締役 杉野吉成

工事名称

滋賀森林管理署高島森林事務所模倣替工事

図面名称

建築工事設計仕様書(2)

縮尺

年月日

2023.3

図面番号

A-02

25

19 壁紙張り
(6.14.2)～(6.14.3)

防火性能・品質・規格・施工箇所
※ 図示による
下表による

施 行 箇 所	防火性能	品 質 ・ 規 格

壁紙のホルムアルデヒドの放散量
JISで定める ※ F☆☆☆☆ ・ 大臣認定品 ・
下地調整 モルタル及びプラスチック面 ・ R A 種 ※ R B 種 [表7.2.4]
コンクリート面 ・ R A 種 ※ R B 種 [表7.2.5]
せっこうボード面 ・ R A 種 ※ R B 種 [表7.2.7]

20 タイル張り

タイルの種類 ・ 汚垂石 ・ テラソタイル (11.2.1)

施工箇所	形状寸法 (mm)	きじ	うわぐすり	役物	色	再生材の 適用 G	備考
		・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・

21 防塵塗床

塗料の種類 ・ アクリル系 ・ ウレタン系 ・ エポキシ系
仕上げの種類 ・ 平滑仕上 ・ 防滑仕上 (つや消し)

22 グラスウール

壁 ※ 24kg品 ・ 32kg品 厚さ(mm) 〇 50 ・ 100 (外壁下地)
天井 ※ 24kg品 ・ 32kg品 厚さ(mm) 100

23 セルフレベリング

16 ユニツト及びその他工事

1 フリーアクセスフロア

施工箇所	構 法	仕上り高 (mm)	適用地震時 水平力	耐荷重性能	表面仕上げ材	備 考
	・ バネル構造 ・ 溝構造		・ 1.0 G ・ 0.6 G	・ 3,000 N ・ 5,000 N	・ 栓フローリング ・ タイルカーペット	
	・ バネル構造 ・ 溝構造		・ 1.0 G ・ 0.6 G	・ 3,000 N ・ 5,000 N	・ 帯電防止床タイル ・ タイルカーペット	

5,000Nについては、平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したものを又は同等品とする。

表面仕上げ材の品質・規格等は、19章内装工事による
スロープ及びボーダー ※ 製造所の標準仕様 ・ 図示
コンセント等の取付け対応 ※ 製造所の標準仕様 (コンセント本体は別途設備工事)
・ コンセントの箇所数は図示

樹根製二重床システム 仕上り高 H=100mm パーティクルボード t20下地の上ラワン合板 t12捨張
フクビ フリーフロアー プラモレン 又は同等品 (20.2.8)

3 黒板及び
ホワイトボード

種 類	寸法 (mm)	色 彩	備 考
・ 黒板 ※ ほうろう ※ 図示		※ 緑 ※ 暗緑入	・ 平面UD ※ 曲面スライダ ※ 平面
・ ホワイト ボード ※ ほうろう ※ 図示		※ 白 ※ 暗緑入	・ 平面UD ・ 曲面スライダ ・ 平面

4 屋内掲示板

枠の材質 ※ アルミニウム製
表面の材質 ※ 塩ビ発泡シート張り

5 室名表示等
(ビクトサイン)

形式 〇 面付型 ・ 持出型 ・ 点字型 ・ 切り抜き型 (20.2.10)
材質 〇 アクリル製 ・ ステンレス製 ・ アルミ製
デザイン 「高島森林事務所」 図示による

6 ブラインド

形 式	開 閉 方 式	スラットの材質	スラットの成型幅
※ 横型	※ ギヤ式 ・ コード式 ・ 操作棒式 ・ 電動式	※ アルミ合金製	※ 25
・ 縦型	・ 1本操作コード ・ 2本操作コード	・ アルミ ・ クロス	・ 80 ・ 100

昇降テープの材質： ※ ポリエステル繊維

7 ロールスクリーン

防炎性能 ※ 有り (20.2.13)
(20.2.14)

8 カーテン/暗幕

施工箇所	形 式	装 置	ひだの種類	性 能	備 考			
	片引	引分	電動	も引	手引			
各室応用カーテン	・	・	・	・	・	ひだ無し	防炎	一部フック
各室暗幕	・	・	・	・	・	縮ひだ	防炎	
各室カーテン	・	・	・	・	・	縮ひだ	防炎	天用カーテン部

※各室応用カーテン：換気扇取付位置はメディカル用メッシュ仕様とする

9 カーテンレール

材質 ・ アルミ合金製 ・ ステンレス製 (20.2.14)
形状 ・ シングル ・ ダブル (ただし、暗幕用は300mm以上の召合せの重掛けとする。)
・ 天井付カーテンレール (宙吊り：アルミ製 H型レール)
・ 既存再使用する (SOP塗)
①新設する
・ 市販品 (アルミニウム製 押出し型材)
溝幅×深さ (mm) ・ 90×150 ※ 120×80 ・ 120×150 ・ 150×80 ・
色 彩 ※ B-1 ・ B-2 (※ ブラウン系 ・ ブラック ・ ステンカラー)
②木製 図示

11 照明器具

施工箇所 ライニング天板
材質、形状

12 郵便ポスト

KS-MB805SSまたは同等品 (NASTA又は同等) 庁舎玄関左側壁面に設置

13 手 摺 等

・ 固定式手摺 (L型) ・
・ 固定式手摺 (小便器用) ・
・ 可動式手摺 ・
・ 固定式手摺 (L型) ・

14 化粧鏡 (大型鏡)
(耐熱鏡)

形状・寸法 ※ 図示 (四周SUS製枠)

15 仮設トイレ

16 仮設手洗台

17 塗装改修工事

①材 料

②下地調整

屋内の壁及び天井仕上材は、防火材料とする。
建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量
※ 規制対象外 ・ 第三種
仕様・規格を満たす環境配慮型対応製品がある場合はそれを使用すること。
用途による規格外の製品を使用する場合は、監理者の承諾を得ること。

下地面の種類	下地調整の種類	備 考
木部	・ R A 種 ※ R B 種	
鉄鋼面	・ R A 種 ※ R B 種	
垂鉛めっき面	・ R A 種 ※ R B 種	
垂鉛めっき面 (鋼製建具)	※ R B 種 ・ R C 種	
モルタル、プラスチック面	・ R A 種 ※ R B 種	
コンクリート、ALCパネル面	・ R A 種 ※ R B 種	
せっこうボード、その他ボード面	・ R A 種 ※ R B 種	

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修
※ 行わない ・ 行う ()
既存塗膜の劣化部分の除去、目粗しなど、入念に行うこと。 [表7.2.4～6]

2-2素地ごしらえ
(新設部分)

3 錆止め塗料塗り

種 別	鉄鋼面	垂鉛めっき面
A 種	※ 鉛-カドミウム-錆止めペイント (1種)	※ 一液形変性エポキシ樹脂錆止めペイント
B 種	・ 水系錆止めペイント ・ 鉛-カドミウム-錆止めペイント (2種)	・ 変性エポキシ樹脂グライマー
C 種		・ 水系錆止めペイント

新規鉄面、垂鉛めっき面の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 ・ C 種 [7.4.2～5] [表7.4.1～3]
木部の塗りの種別 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種

4 合成樹脂調合
ペイント塗り (SOP)

新規木部の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 [7.6.2.3] [表7.6.1.2]
新規鉄面、垂鉛めっき面の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種

5 フタル酸樹脂
エナメル塗り (FE)

新規の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 [7.7.2] [表7.7.1]
塗り替えの種別 ・ A 種 ※ B 種 ・ C 種

6 アクリル樹脂系
非水分散形塗料
(NAD)

7 耐候性塗料塗り

下地の種類	新規塗りの種別	塗り替えの種別	備 考
鉄面	※ A 種・B 種・C 種	・ A 種・B 種・C 種 (1級)	
垂鉛めっき面	※ A 種・B 種・C 種	・ A 種・B 種・C 種 (2級)	
コパライ及び押出成形板タイル板面	・ A 種・B 種・C 種	・ A 種・B-2 種・C 種	

新規の塗りの種別 ・ A 種 ※ B 種 [7.9.1～5] [表7.9.1～4]
塗り替えの種別 ・ A 種 ※ B 種 ・ C 種

8 つや有合成樹脂
エポキシペイント塗り
(EP-G)

9 合成樹脂エポキシ
ペイント塗り (EP)

10 合成樹脂エポキシ
模様塗り (EP-T)

11 外装樹根塗装 (UC)

種 別	下地調整	種 別
合成樹脂エマルション模様塗り	※ R B 種	※ A 種
	・ R C 種	※ C-3 種
平滑な塗料塗り	※ R B 種	・ A 種 ・ B 種
	・ R C 種	・ C-1 種 ・ C-2 種

11 外装樹根塗装 (UC)

18 アスベスト含有吹付け材の除去

1 一 般 事 項

石綿等の取扱については、石綿障害予防規則 (平成17年2月24日厚生労働省令第21号) (以下、「石綿則」という。)、大気汚染防止法 (環境省) を遵守すること。

2 事前調査等

1. 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき実施すること。
2. 石綿の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に規定する建築物石綿含有建材調査者等、一定の知見を有する者が実施するように努めること。なお、令和5年10月1日以降に解体・改修工事に着手する場合は、建築物石綿含有建材調査者等有資格者によるものとする。
3. 事前調査結果は書面で発注者に説明すること。
4. 事前調査結果を作業場に備え付け、事前調査結果及び作業内容等を掲示すること。
5. 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修工事等の事前調査を実施したときは、その結果を工事開始前までに石綿事前調査報告システムにより労働基準監督署及び県 (大津市内は大津市) に報告するとともに、発注者に書面で報告すること。
6. 本改修工事に伴うコーキング材の撤去はレベル3として行うこと。

●アスベスト含有分析
・ 行う (分析結果は監督職員に提出する。)
分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有測定法」による。
・ 行わない。
●工事前の調査、分析等

種 別	調査範囲	調査、分析結果概要等
撥水性リシン	屋外階段 踊り場裏	アスベスト含有なし

3 除去工事共通事項

専門工事業者 [6.2.1]<9.1.2(a)>
アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。
作業主任者の選出 [6.2.2]<9.1.2(b)>
石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければならない。
除去作業者の教育 [6.2.3]<9.1.2(c)>
作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けたものとする。
また、一般健康診断、じん肺健康診断を受診したものとし、肺機能に異常のないものとする。
特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 <9.1.2(d)>
排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理しなければならない。
ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。

4 アスベスト含有吹付け材の除去

表示及び揭示
更衣室など見やすい箇所に次の表示及び揭示を行う。 [6.2.4]<9.1.2(f)>
※ アスベスト作業主任者名と職務内容
※ 関係者以外立入禁止
※ 喫煙・飲食の禁止
※ 「アスベスト除去作業中」の表示
※ アスベストの有害性
※ 取り扱い上の注意事項
※ 使用すべき保護具
周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。
※ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ (労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制装置、曝露防止措置等)」
※ 事前調査結果
保護具、保護衣 [6.2.5]<9.1.2(g)>
※ 作業内容に応じた、呼吸用保護具、保護めがねを使用すること。
除去したアスベスト含有物の保管、運搬等 [6.3.3]<9.1.3(c)><9.1.4(c)><9.1.5(c)>
※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管
※ 保管場所での飛散防止を施す。また、アスベスト成形板を運搬する場合は、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
※ アスベスト等の保管場所である旨の表示を行う。

アスベスト含有吹き付け材の除去工事 (下地調整材の除去) <9.1.3(b)>
・ 行う
・ 行わない
適用 範囲 ※ 図示 ・
養生等
※ 養生シート (床面：0.15mm以上のプラスチックシート等で二重) 等を用い、飛散防止を行う。
除去工法
※ 集塵機能付グラインダー工法
環境測定 (アスベスト飛散確認)
※ 除去工事前：4 箇所
※ 除去工事後：4 箇所
除去物及び汚染物等
処理方法 ※ 密封処理 (二重袋梱包)

5 アスベスト含有保温材等の除去

アスベスト含有保温材の除去工事 <9.1.4(b)>
・ 行う
・ 行わない
適用範囲 ※ 図示 ・ (煙突内) [6.4.1]<9.1.4(a)>
養生等
※ 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。
掻き落とし、破壊、切断による除去方法
※ 行わない
・ 行う…この場合は改修標仕<9.1.3>「アスベスト含有吹き付け材の除去」によること。
除去工法 [6.4.2]<9.1.4(b)>
※ 粉じん飛散抑制剤などにより湿潤化したあとに、手ばらしによること。
※ 除去物については改修標仕<9.1.3(b)>により、密封処理とする。
作業場等の隔離等 [6.3.1]<9.1.3(a)>
※ 作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。
隔離シートの性能
※ 床面 ※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重
※ 壁面 ※ 0.08mm以上のプラスチックシート等

ただし、(財)日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術 (除去)」の審査証明書 (以下、「審査証明書」という。)を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督員の承諾を得ること。

セキュリティゾーンの設置 [6.3.1]<9.1.3(a)>
※ 下表による
適用 室名 状態
※ 更衣室 脱衣 ※ 更衣ロッカー ※ 新品の保護具
※ 呼吸用保護具保管箱 ※ 洗脚、うがい設備
※ 洗浄室 脱衣 ※ エアシャワー (温水シャワー)
※ 前室 脱衣 ※ 高性能真空掃除機
・ 使用済み保護衣保管かご
ただし、(財)日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術 (除去)」の審査証明書 (以下、「審査証明書」という。)を取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督員の承諾を得ること。

除去物及び汚染物等 [6.3.2]<9.1.3(b)>
処理方法
※ 密封処理 (二重袋梱包)
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタについても密封処理を行う。
・ セメント固化

アスベスト含有成形板等の除去工事 <9.1.5(b)>
・ 行う
・ 行わない
処理を行うアスベスト含有成形板の仕様等
材 料 名 使 用 箇 所 厚 さ (mm) 処理を行う範囲
※ 図示 ・ 全て
※ 図示 ・ 全て
※ 図示 ・ 全て

養生 [6.5.1]<9.1.5(a)>
※ 作業場は、シート等により囲うこと。
除去工法 [6.5.2]<9.1.5(b)>
※ 作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。
※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で行うこと。
※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破壊されたアスベスト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。

全ての作業が終了後、除去した場所及び保管場所にアスベスト含有吹付け材等、保温材・成形板の廃材がないことを確認する。 [6.3.4][6.4.4][6.5.4]

12 木 工 事

5 集 成 材

① 木材の使用について
② 木材の断面寸法
③ 表面仕上げ
④ 木 材

間伐材を含め極力県内産を使用すること。
表示寸法で板材、造作材は仕上がり寸法、構造材はひき立て寸法とする。
・ A 種 ※ B 種 ・ C 種 (12.1.4)、(表12.1.1)
木材の含水率 ※ A 種 ・ B 種 (表12.2.1)
造作材の等級 ※ A 種 ・ B 種 (表12.2.2)
樹 種 ※ 標仕12.2.3による。 (12.2.1)
・ 代用樹種を適用しない箇所 構造材 ()
造作材 ()
・ 構造用集成材 (12.2.2)

樹 種	強度等級	材面の品質	接着性能	厚さ (mm)	施 工 箇 所
		※ 2 種 ・ ※ 2 種 ・			

・ 構造用単板積層材

樹 種	接着性能	曲げ性能	厚さ (mm)	施 工 箇 所

・ 造作用集成材

樹 種	見付け材面の品質	厚さ (mm)	施 工 箇 所
	※ 1 等 (圧縮材)		
	※ 1 等 ・		

・ 化粧ばり造作用集成材

心材の樹種	化粧薄板の樹種	化粧薄板厚	見付け材面の品質	厚さ (mm)	施 工 箇 所
			※ 1 等 ・		

・ 造作用単板積層集成材

表面の品質	防虫処理	厚さ (mm)	施 工 箇 所
※ 天然木化粧加工 ・			
※ 天然木化粧加工 ・			

6 床 張 り 用 合 板

・ 合板 厚さ (mm) ・ 5.5 ・ 12 接着の程度 ※ 1 類 表面の品質 ※ 2 等 (12.2.3)
樹種および施工箇所：
・ パーティクルボード 厚さ (mm) ※ 15 ・ 接着の程度 ※ 13P4イ または13P4イイ
樹種および施工箇所：
木材保存剤は、人体への安全性および環境への影響に配慮した表面処理用木材保存剤とする。 (12.2.8)

7 防 腐 処 理

8 防 蟻 処 理

※ 行う 適用範囲： 内容： (12.2.9)

様 式 環 境 空 間 設 計
金 社

代表取締役 杉 野 吉 成

工事名称 滋賀森林管理署高島森林事務所模様替工事

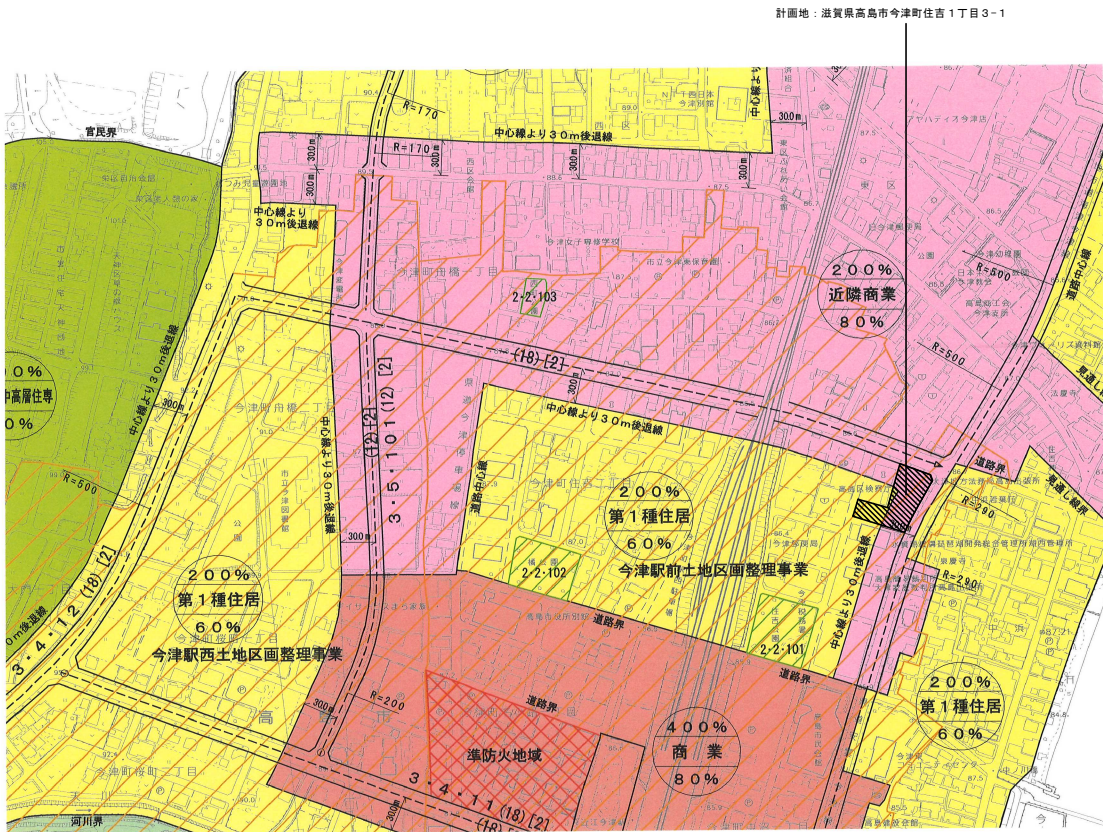
図 面 名 称 建築工事特記仕様書 (4)

縮 尺

年 月 日 2023.3

図 面 番 号 A-04

25



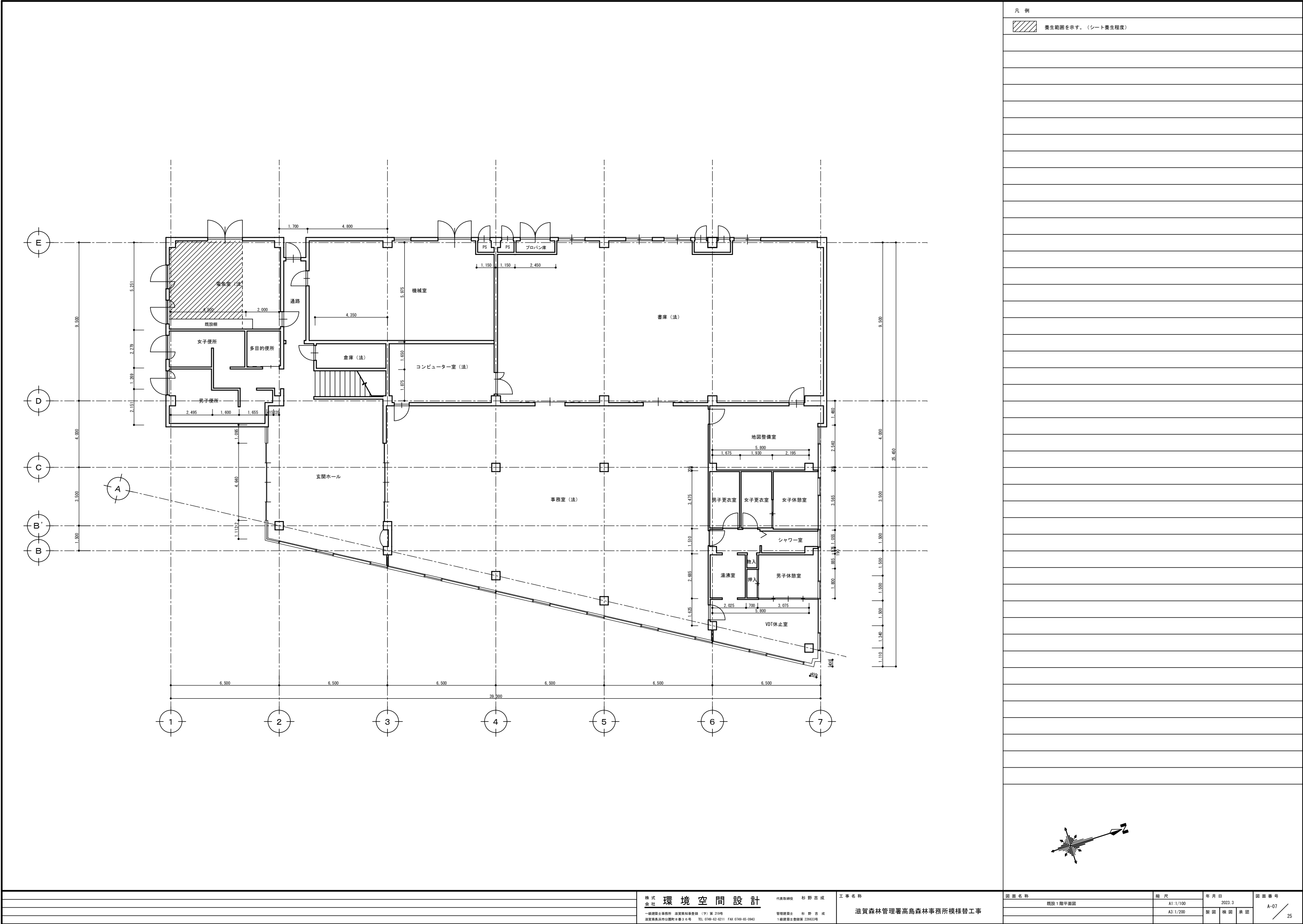
附近見取図 1/2500

凡 例	
	改修範囲を示す。
	新築建物を示す。
施行条件	
1. 工事車両置き場、資材置き場は事前に監督員、施設管理者と協議すること。	
2. 工事期間中の養生については、監督員と協議すること。	
3. 工事期間中も施設運営は行われるので、施設関係者と安全について十分協議すること。	
4. 既存部分に損傷を与えた場合は、現状復旧を行うこと。	



改修後配置図 1/200

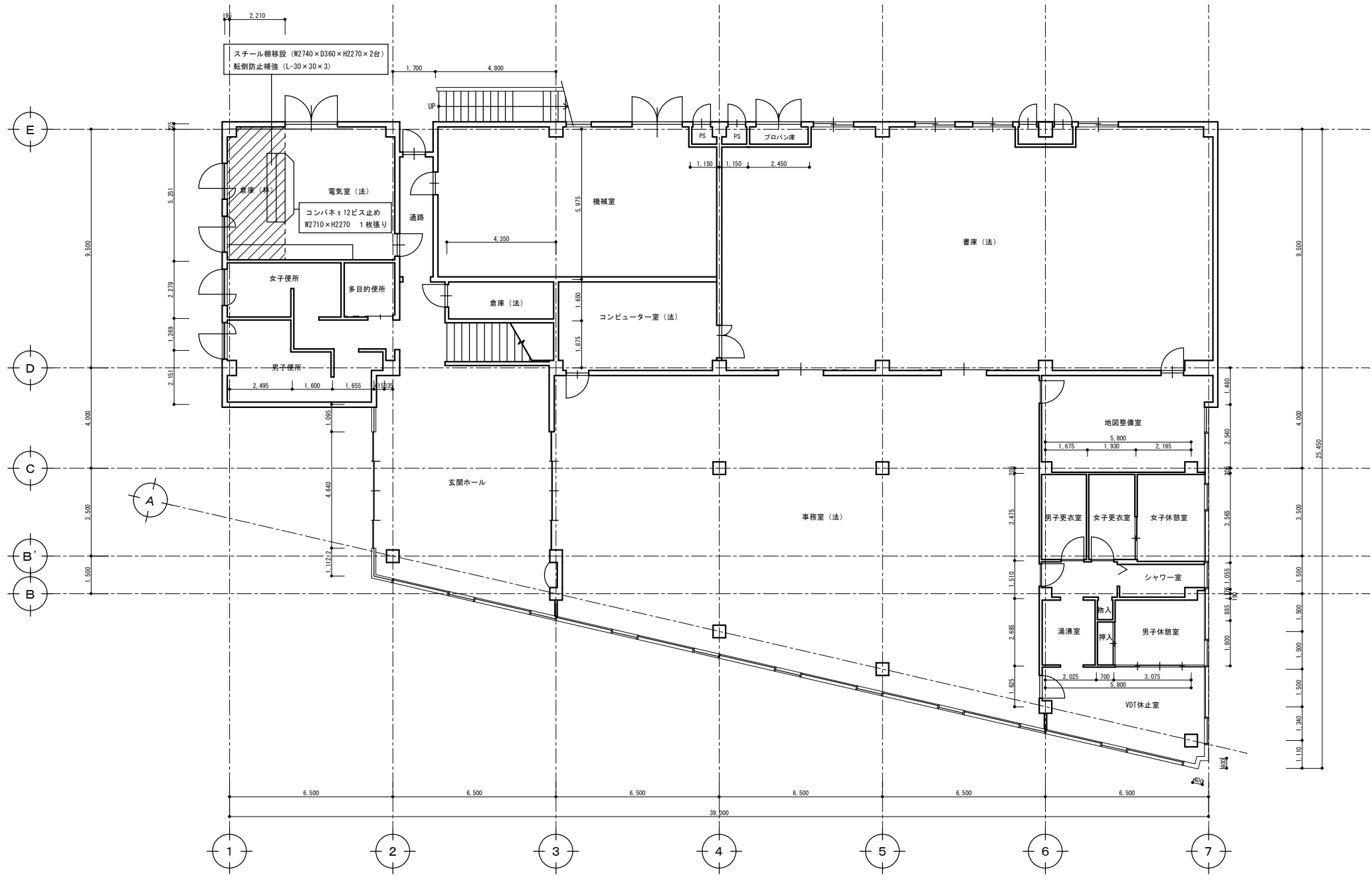




凡 例

養生範囲を示す。(シート養生程度)

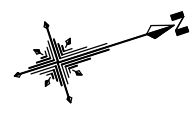


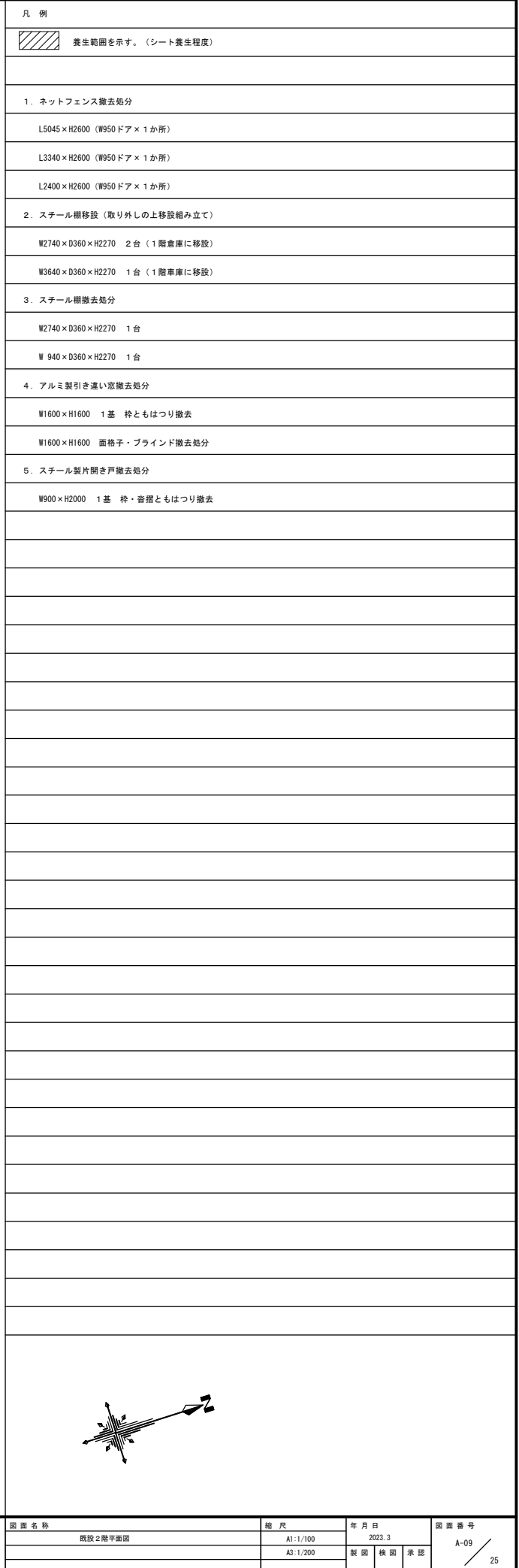


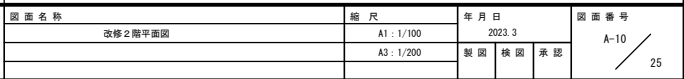
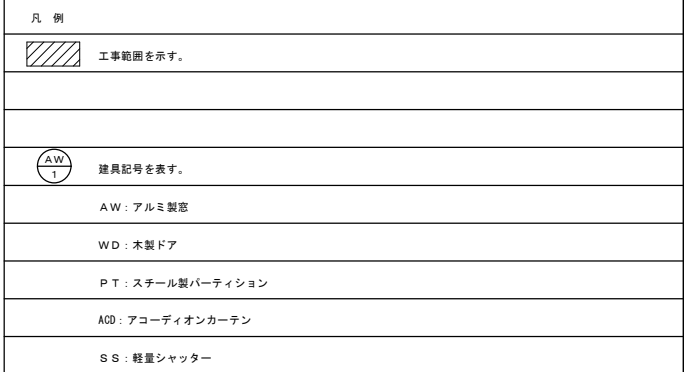
凡 例

 工事範囲を示す。

1. スチール棚移設
- L2740×D360×H2270 2台 連結し、設置する。
- 上部スラブ躯体より、転倒防止L-30×30×3 4か所設置。
2. 間仕切り設置
- 移設設置したスチール棚の電気室側に、コンパネ12張り（スチール棚にビス止め）

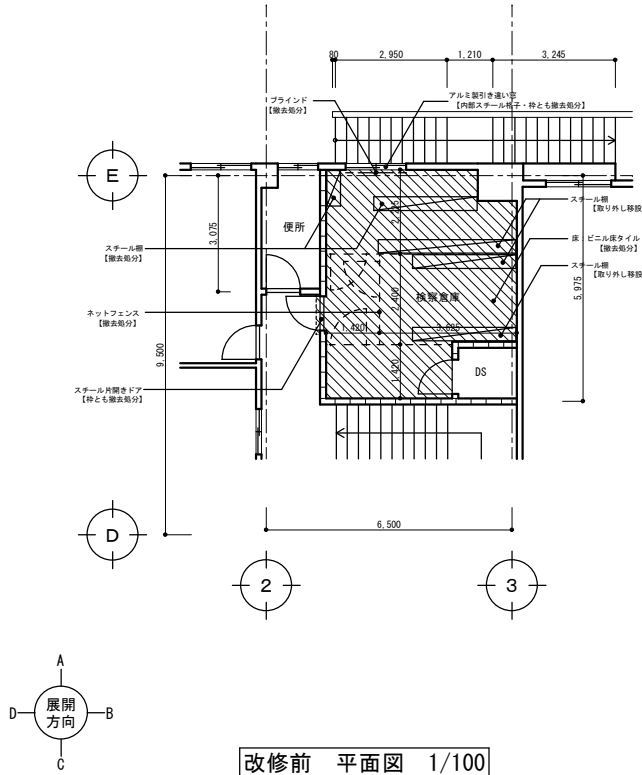




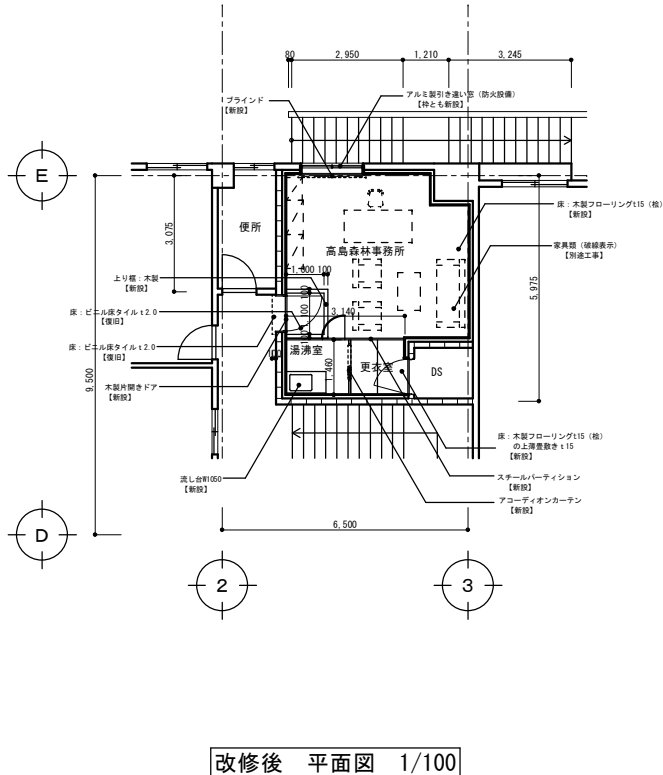


内部仕上表																	
2階	室名 上段：改修前 下段：改修後		床			巾木			壁			天井			天井廻縁	天井高さ	備考
			下地	仕上	塗装	下地	仕上	塗装	下地	仕上	塗装	下地	仕上	塗装			
	検査倉庫	改修前	C	ビニル床タイル 撤去	—	Mo	ビニル製H=60 撤去	—	C	モルタル塗 既設のまま	EP	LGS	GB-NC t9.5 下地共撤去	—	塩ビ製	2600	ネットフェンス撤去処分 スチール棚 移設及び撤去処分 外部窓（アルミ製）撤去（格子・枠とも）
高島森林事務所	改修後	C	（踏込）ビニル床タイル t2.0 桧フローリング t15 （717×717H=100）	—	LGS	木製H=100	OSCL	LGS	杉羽目板貼 H=1980まで	OSCL	LGS	GB-NC t9.5	—	木製 OSCL	2600	外部窓（アルミ製）新設（枠とも） （防火設備）	
									GB-R t12.5	EP							
湯沸室	改修後	C	桧フローリング t15 （717×717H=100）	—	LGS	木製H=100	OSCL	LGS	杉羽目板貼 H=1980まで	OSCL	LGS	GB-NC t9.5	—	木製 OSCL	2600	流し台W1050新設	
									GB-R t12.5	EP							
更衣室	改修後	C	桧フローリング t15の上 （717×717H=100） 薄畳敷き t15	—	LGS	木製H=100	OSCL	LGS	杉羽目板貼 H=1980まで	OSCL	LGS	GB-NC t9.5	—	木製 OSCL	2585		
									GB-R t12.5	EP							
廊下	改修前	C	ビニル床タイル 一部撤去	—	Mo	ビニル製H=60 一部撤去	—	C	モルタル塗 一部撤去	EP	LGS	GB-NC t9.5	—	塩ビ製	2600	出入口建具（SD）撤去（枠とも） 室名札 撤去	
	改修後	C	ビニル床タイル	—	Mo	ビニル製H=60	—	C	モルタル塗	EP	LGS	既設のまま	—	塩ビ製	2600	出入口建具（木製）新設（枠とも） 室名札「高島森林事務所」 新設	

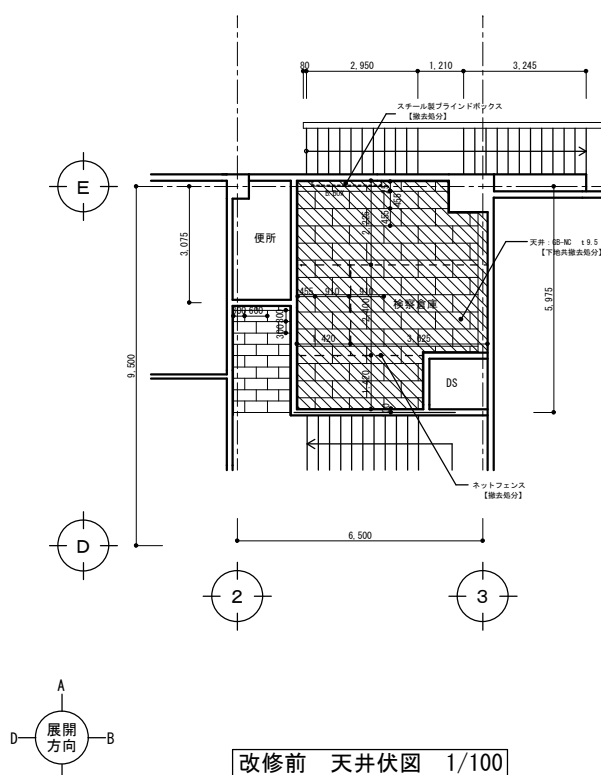
共通事項	凡例							
・本工事において使用する材料（接着剤含む）はJIS規格等人体に有害な成分を基準以下とする（F★★★）	下地							
・ビニル床シート、ビニル床タイル等の撤去部分は、新規仕上の施工に支障のないよう接着剤等を「イソシアナート」等により除去する	ボード類							
・事務室壁面のうち、外壁に面する部分は、LGS内にグラスウール t50を建て込むこと。	塗料							
	表示記号	表示事項	表示記号	表示事項	規格・寸法	性能	表示記号	表示事項
	C	鉄筋コンクリート下地	GB-R	石膏ボード	厚12.5mm	不燃 準不燃	EP	合成樹脂エポキシ樹脂塗料
	LGS	軽量鉄骨下地	GB-NC	化粧石膏ボード（トランシェン）	厚9.5mm	不燃 準不燃	OSCL	オイルステングリアッカー
	Mo	モルタル下地						



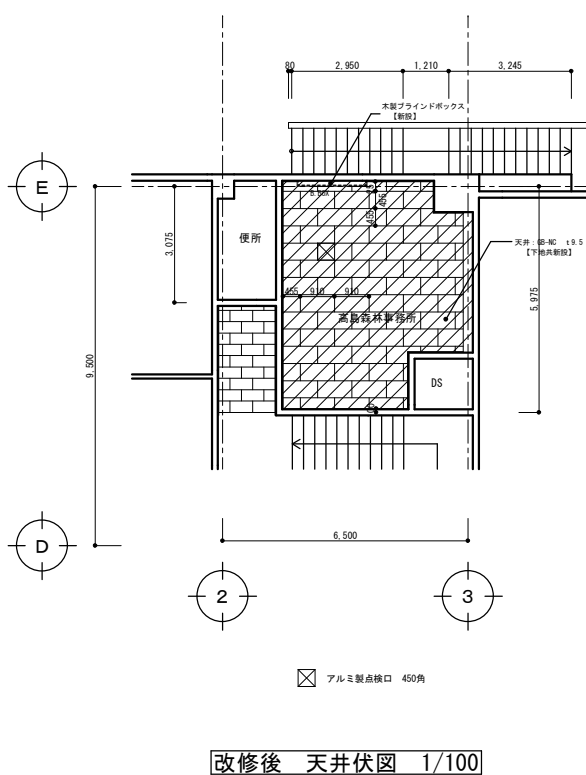
改修前 平面図 1/100



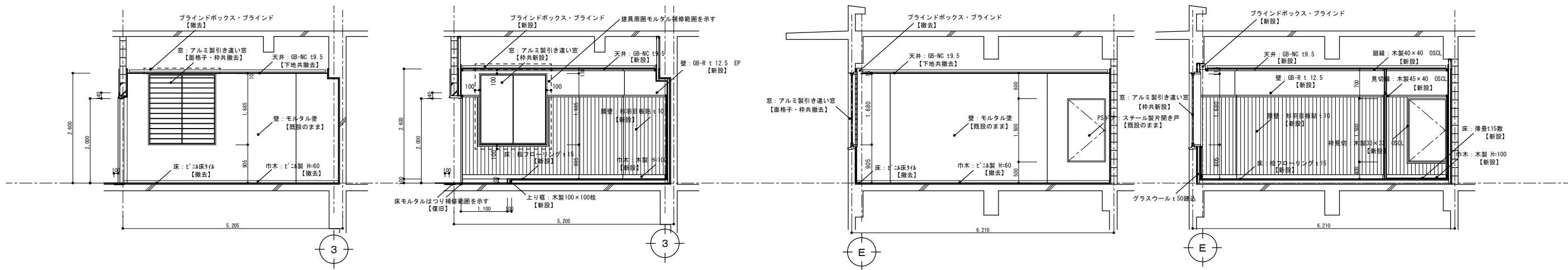
改修後 平面図 1/100



改修前 天井伏図 1/100



改修後 天井伏図 1/100



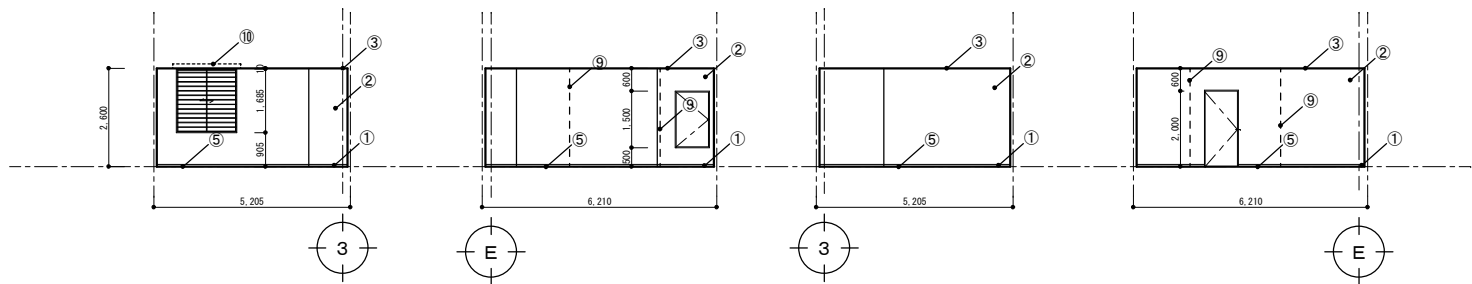
A-A 改修前 断面図

A-A 改修後 断面図

断面詳細図 1/50

B-B 改修前 断面図

B-B 改修後 断面図



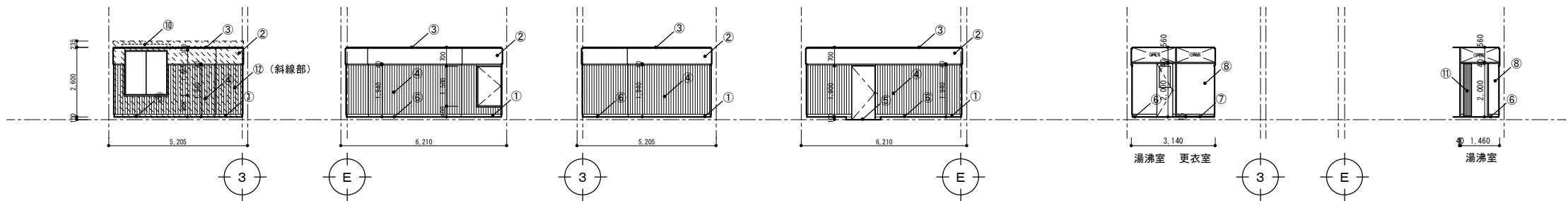
検察倉庫 A方向

検察倉庫 B方向

検察倉庫 C方向

検察倉庫 D方向

改修前 展開図 1/100



森林事務所 A方向

森林事務所 B方向

森林事務所 C方向

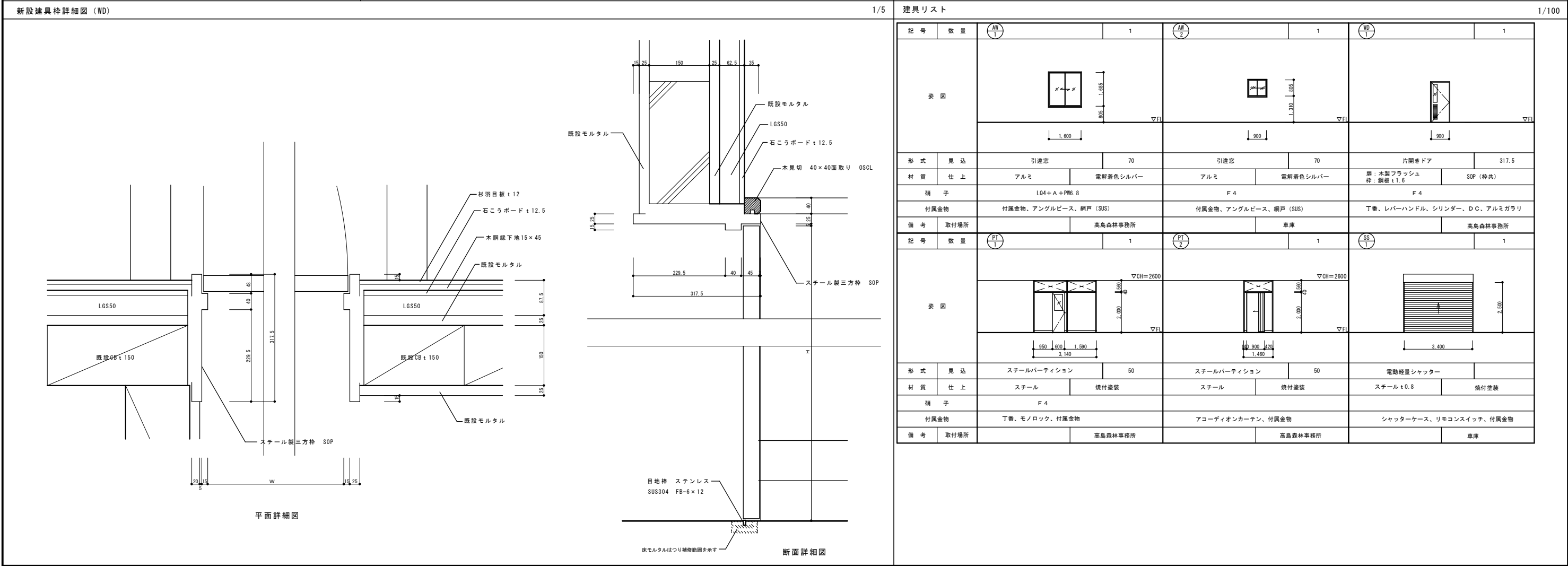
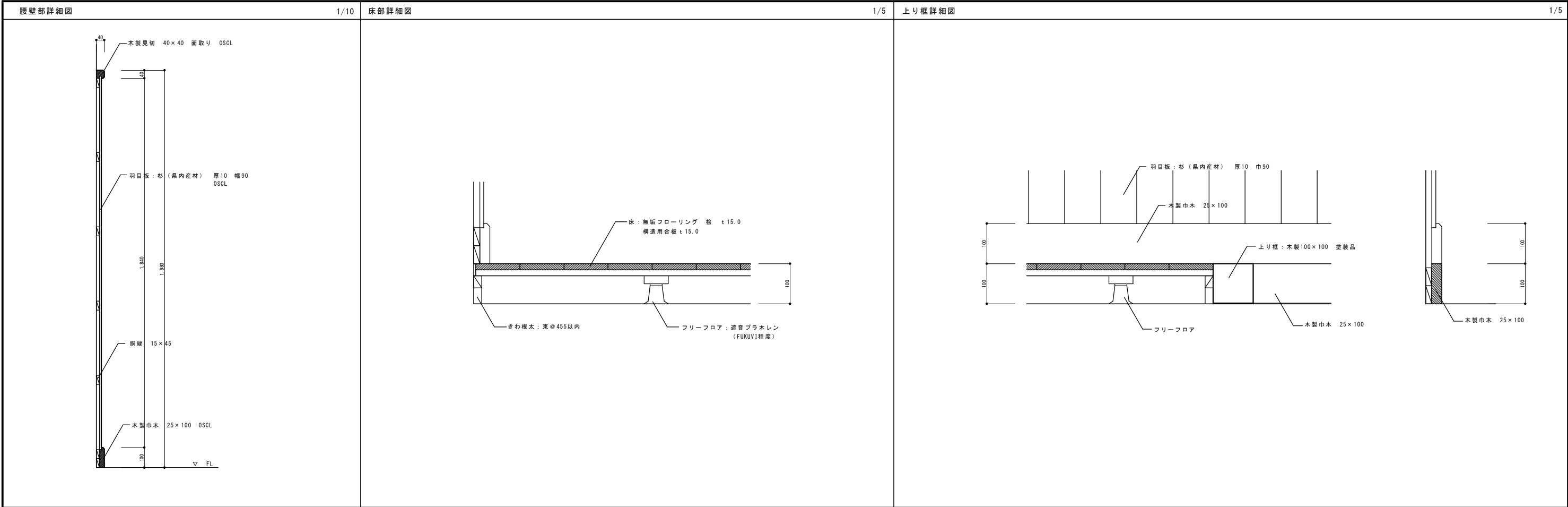
森林事務所 D方向

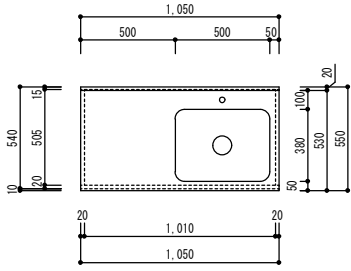
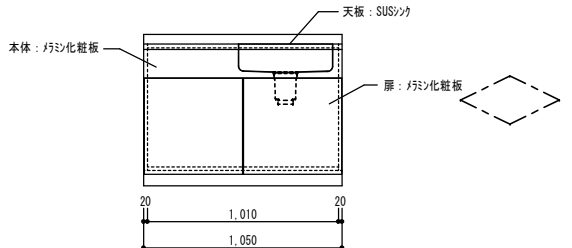
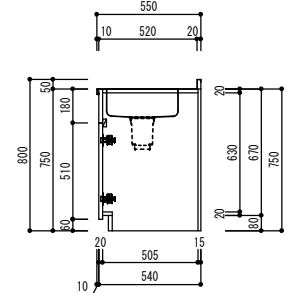
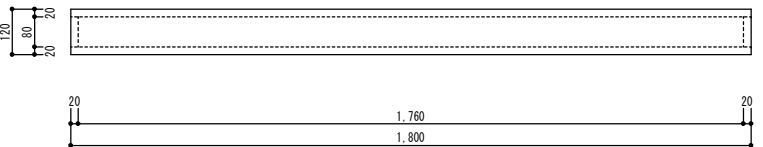
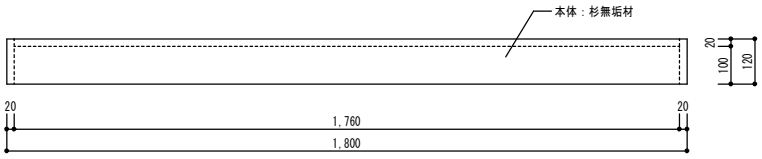
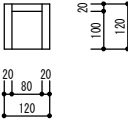
A方向

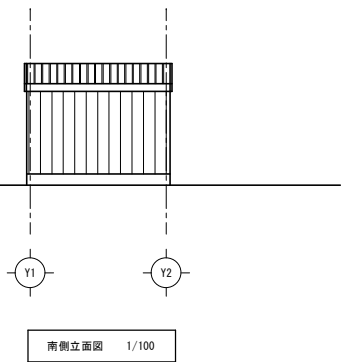
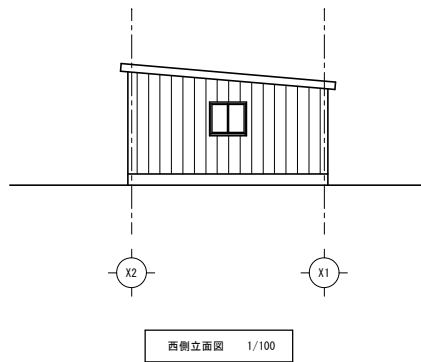
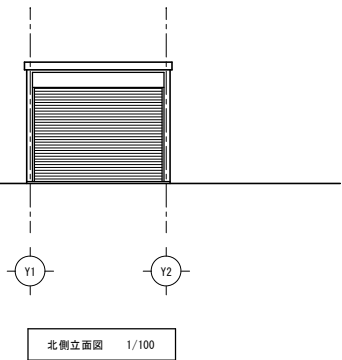
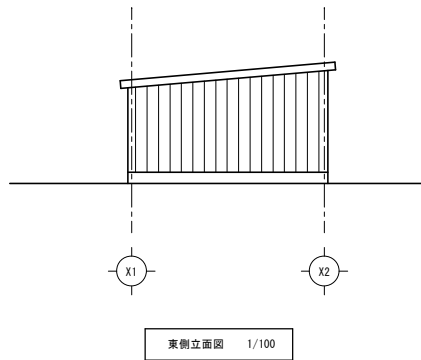
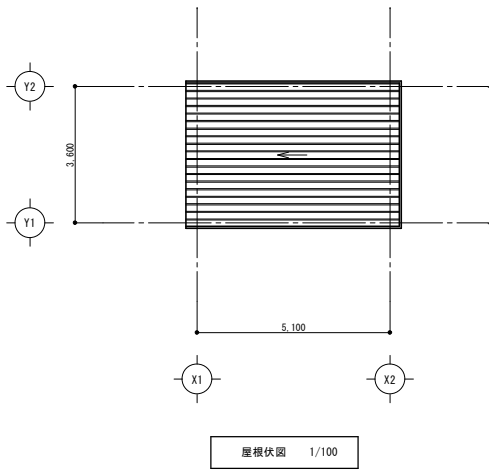
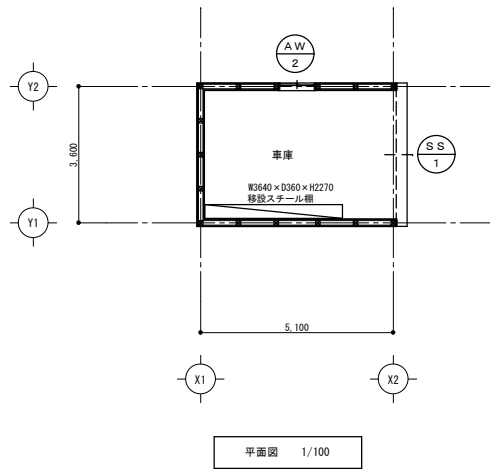
B方向

改修後 展開図 1/100

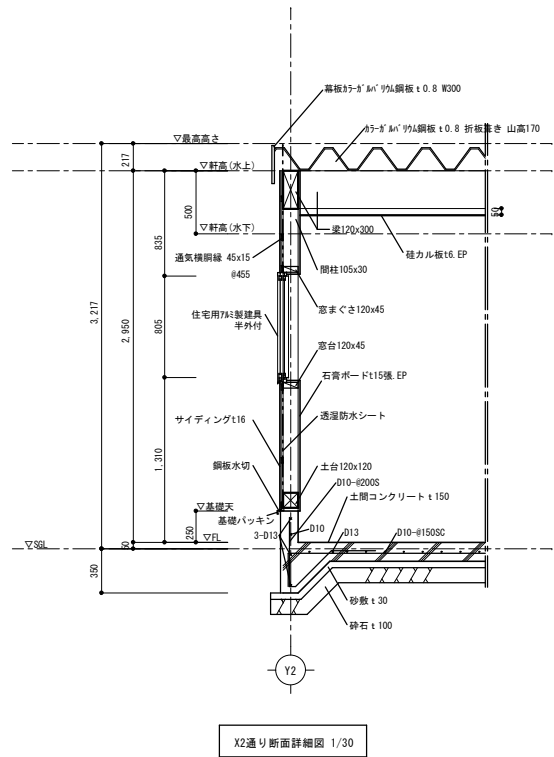
凡例											
改修前			改修後			改修前			改修後		
仕上		塗装	仕上		塗装	仕上		塗装	仕上		塗装
①	巾木：ビニル製 H=60	—	①	巾木：木製 H=100	OSCL	⑤	床：ビニル床タイル t2.0	—	⑤	床：ビニル床タイル t2.0	—
②	壁：モルタル塗	EP	②	壁：GB-R t12.5	EP	⑥			⑥	床：桧フローリング t15	—
③			③	腰壁：杉羽目板貼H=1900	OSCL	⑦			⑦	床：薄畳 t15	—
④	天井：GB-NC t9.5	—	④	天井：GB-NC t9.5	—	⑧			⑧	壁：スチールパーティション	粉体塗装
									⑨	壁：ネットフェンス	—
									⑩	ブラインドボックス・ブラインド	—
									⑪		
									⑫	アコーディオンカーテン	—
									⑬	LGS内ガラスウール t50建込	—

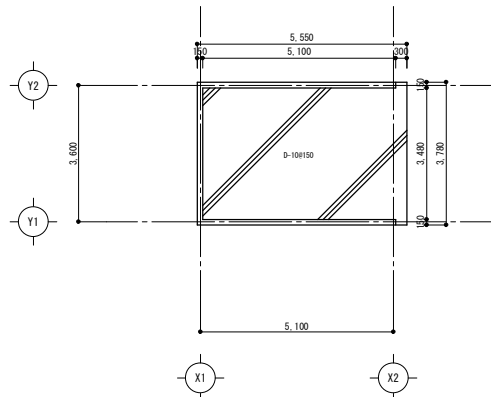


流し台詳細図 1/20  家具仕様特記 天板：SUSシンク 本体：珪藻土化粧板（ ） 内部：ポリ化粧板（ ） 金物類：スライド丁番 家具に使用する合板類(下地共)、成形材、接着剤は全てJAS規格のF☆☆☆☆のものとする。  正面図  断面図	ブラインドボックス詳細図 1/10  家具仕様特記 本体：杉無垢材 家具に使用する合板類(下地共)、成形材、接着剤は全てJAS規格のF☆☆☆☆のものとする。  正面図  断面図
---	--

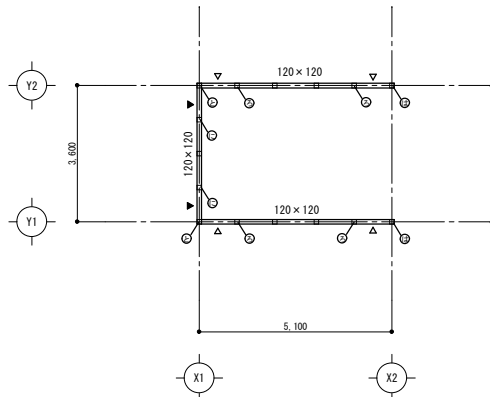


外部仕上表	
屋 根	カラーガルバリウム鋼板 折板葺きH=170 (スーパーフェルトン裏張り)
外 壁	窯業系サイディング t15張り (塗装品)
巾 木	コンクリート打ち放し修正
幕 板	カラーガルバリウム鋼板 t0.8 W300既製品
軒 種	塩ビ製角種 W150 吊金物@450既製品
窓 種	カラーVP φ60 振り金物@900 既製品
開口部	アルミサッシ・軽量電動シャッター
内部仕上表	
床	コンクリート直押さえ
巾 木	コンクリート打ち放し修正
内 壁	耐水石膏ボード t15表し (木下地)
天 井	ケイ酸カルシウム板 t6表し (塩ビ端縁) (軽天下地)
その他	2階検査倉庫より、スチール棚 (W3640×D360×H2270) 1台移設 床及び壁に固定すること。
備 考	

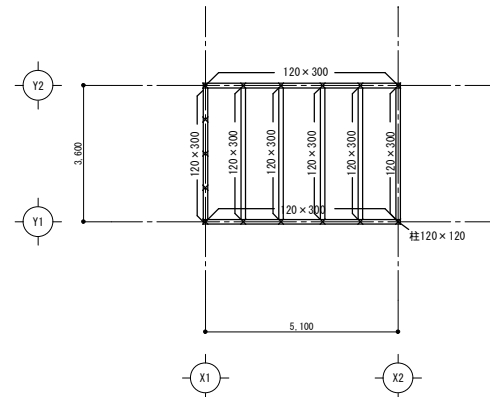




基礎伏図 1/100



土台伏図 1/100



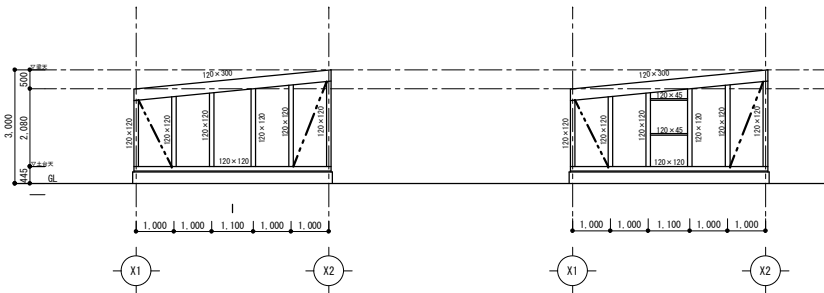
梁伏図 1/100

凡例

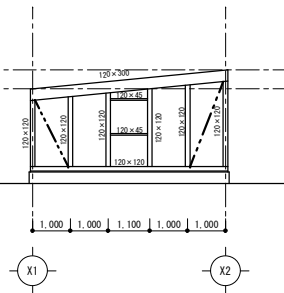
▲	筋交い	45×90 (たすき掛け)
△	筋交い	45×90
○	告示第1460号第二号表(2)(3)による記号	

凡例

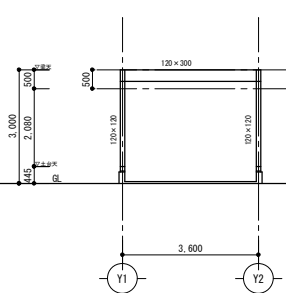
×	柱	120×120
	梁	120×300



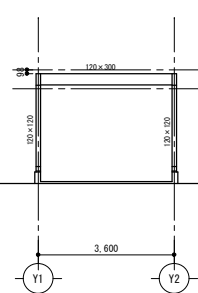
Y1軸組図 1/100



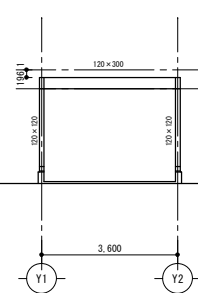
Y2軸組図 1/100



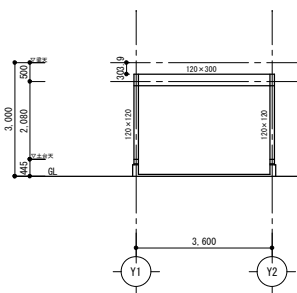
X2軸組図 1/100



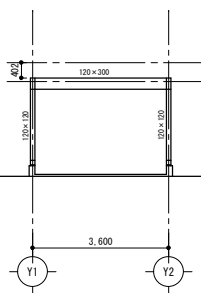
X1+4100軸組図 1/100



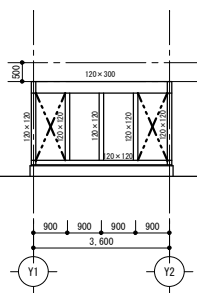
X1+3100軸組図 1/100



X1+2000軸組図 1/100

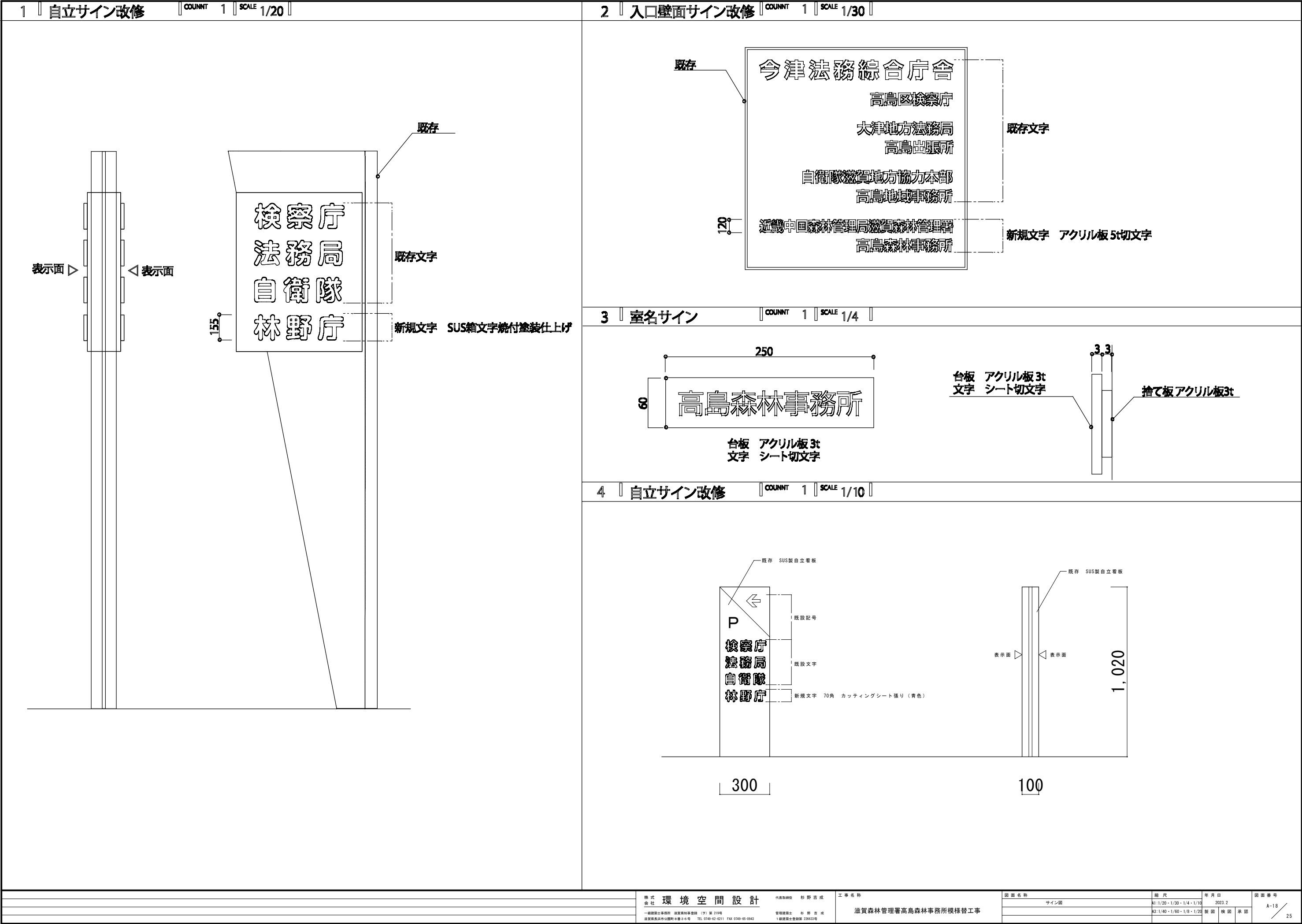


X1+1000軸組図 1/100



X1軸組図 1/100

筋交い 90×45



電気設備工事特記仕様書

A) 工事概要

工事名称滋賀森林管理署高島森林事務所様様替工事

工事場所建築工事に準ずる。

工事期間契約書による。

B) 建物概要

No	名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法別表第一	備考

C) 工事細目

適用No	工	事	項	目	新設	改修	適用No	工	事	種	目	新設	改修	適用No	工	事	種	目	新設	改修			
1	高	圧	引	込	配	備		1	映	像	音	響	設	備	2	ガ	ス	漏	れ	警	報	設	備
2	低	圧	引	込	配	備		12	拡	声	設	備		22	避	雷	設	備					
3	受	変	電	設	備		13	情	報	表	示	設	備	23									
4	燃	料	系	発	電	設	備	14	呼	出	し	設	備	24									
5	太	陽	光	発	電	設	備		15	テ	レ	ビ	共	聴	設	備		25					
6	電	灯	動	力	幹	線	設	備		16	監	視	カ	メ	ラ	設	備	26					
7	動	力	設	備			17	防	犯	入	退	室	管	理	設	備	27						
8	電	灯	コ	ン	セ	ン	ト	設	備		18	自	動	火	災	報	知	設	備	28			
9	構	内	情	報	通	信	網	設	備		19	非	常	警	報	設	備	29					
10	構	内	交	換	設	備		20	自	動	閉	鎖	設	備	30								

D) 一般事項

一般事項の扱いは、本工事が単独の工事又は分離発注の場合は以下の全項目を適用し、他工事に含まれる一括発注の場合は※印を付したものを適用とし、特記事項内は、●印を適用する。

項	目	特	記	事	項
※ 共通仕様書等	● 国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版) 同設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (最新版) 国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版) ○ 日本建築家協会共通仕様書 (最新版) ○ 日本電気協会 高圧受電設備規程 (電気技術規程使用設備編) ○ 日本電気協会 内線規程・低圧電路地絡保護指針 (電気技術規程使用設備編) ○ 建築設備設計・施工上の指導指針 注) 最新版とは、工事契約年度時を示す。				
※ 施工基準	○ 本工事は、工事請負契約書及び関係款を遵守し現場説明書・特記仕様書・図面・施工標準図及び標準仕様書により完全に施工する。必要な関係諸官庁への申請手続は、全て受注者が代行し、その費用も受注者の負担とする。 ○ 本図は、工事の大意を示すものであるから詳細位置等については監督職員と打合せの上、その指示に従い施工する。 ○ その他関係諸法規に基づき完全に施工する。				
※ 工事監理指針	● 完成図 国土交通大臣官庁官庁管轄部監修 電気設備工事監理指針 (最新版) に準ずる。 完成時に完成図を作成し、4部製付製本 (監督職員指示のサイズ) の上、原図共提出する。完成原図は監督職員の承認により原設計図の電子データを、修正の上これを使用できる。 ● 工事写真 工事写真の提出に関しては、監督職員の指示による。 なお、写真撮影は、国土交通省大臣官庁官庁管轄部監修[工事写真の携り方] に準ずる。 ● 現場代理人 現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。また、現場代理人と受注者との直接的な費用関係を確認できるものを現場代理人書に添付して提出しなければならない。 ※ 技術管理 建築主体工事、機械設備工事、その他関連工事についてはその施工者と綿密な連絡を取り全工事に支障なきよう施工する。 ※ 機器材料等 機器材料、製品等は別紙指定表、JIS規格等適合品製造者及び設備機材等評価名簿に記載されているもの、又は同等以上のものとし、各資料を提出の上、監督職員の承認を受けること。このことは、品番記載の機材にも適用する。 ※ 検査合格書等 各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は証書を提出する。 なお、責任施工のもの、材料製造所、施工下請業者、請負契約者達名書とする。 ※ 下請業者の選定 各種下請業者・製造所等市内で供給できるものについては、極力市内業者及び市内産品を選定するよう努める。 ※ 設計データ貸与 受注者は施工図・完成図の作成を目的とする場合に限り設計時の図面データを貸与する。ただし、設計事務所の了解を得ることとする。 ○ m2程度とする。(製品は標準仕様書による) ● 設けない 受注者は「商業物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき適確に処理するものとし、事前に施工計画書を提出の上、監督職員の承認を受けること。特別管理産業廃棄物(有 無) ● 保護 受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付するものとする。 ※ 安全対策 工事車両の出入りについては、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置すると共に近隣家屋に騒音、振動等公害発生をなきよう留意し、工事全般に支障なきよう万全の策を講じること。施設運営についても監督職員と協議を行い、支障なきように努めること。 ● 統括安全衛生管理者 労働安全衛生法の統括安全衛生管理責任者は、(理●●工事 電気設備工事 機械設備工事) の受注者を指名する。 ● 別途工事との協議 受注者は工事別の業者でお互いに連絡を取り、定期的に協議会を行い、施工上の調整を図る。また、工事区分の取り合いについて、図示あるも施工時に必要に応じて協議を行い、連絡を密にすること。 ● 通積載の防止措置 受注者は通積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出し徹底を図る。				

※ 電力関係等による不当介入の排除

※ 工事カルテの作成

※ 提出書類

※ 発生材の処理

● 既存との取合い

● 官公署の手続き

● 工事用電力等

● 足場・さん橋類

● その他

※ 市役所等による建設工事等における電力関係等による不当介入の排除について (「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

1 受注者は、電力関係等(電力関係の構成及び電力関係関係者、その他市役所等工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。)による不当介入(不当な要求又は業務妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、度重なる必要協力を行うものとする。

2 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
受注者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む。)に対して、十分に指導を行うものとする。

3 受注者は、電力関係等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
受注者は、工事請負代金 500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し監督職員の承認を受けた後、財団法人日本情報総合センター(JACICI)に登録するとともに、センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。
(1) 受注登録の期限は、契約締結後10日以内とする。
(2) 竣工登録の期限は、工事完成後10日以内とする。(2、500万円未満は不要)
(3) 受注登録の内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に要登録を行うこと。(2、500万円未満は不要)

工事着工前及び完成引渡し時には下記の書類を提出すること。詳細は監督職員の指示による。
契約書、契約見積書、工程表、施工計画書(要領書)、施工図、製作図、工事写真、保証書、工事日報、検査測定表、各種検査手続き控え、検査済書、完成写真、完成図書等、照会書類、ランパ使用品番一覧表、保守業者緊急連絡先表
受注者は、(1)建設副産物の発生抑制(リサイクル活動の推進)(2建設副産物の処理の適正化等の推進を行うため、書面により提案を行い監督職員に協議報告を行うこと、発生材のうち引渡しを要するものは、指示された場所へ整理の上、消毒を添えて監督職員に引き渡す。
施工に際し、取捨内容、取り合いをよく調査して取捨施設の機能を低下させてはならない。官公署等への手続きは速やかに行い、それに要する費用は、すべて請負者の負担とする。
本工事に必要な仮設電力、ガス、水道等の引込工事費、負担金、基本料金、使用料金等は引渡し日まで、原則として受注者の負担とする。引渡し日までの本設受電も同様とする。
別契約の関係者・請負者が定置したものは、無償で使用できる。
着工に先立ち機付製本(A1・A3ニツ折) 5部提出のこと。※質疑応答書を含む。
本工事前契約に質疑事項等がなき場合は、法的及び技術上において本設計図面施工内容を承諾したものとみなす。各種の検査合格をもって引き渡し完了とする。

E) 共通事項

● 再使用機器
取捨取り外し再使用取付機器は、ワックス清掃及び絶縁塗装(本工事費内で必要により改修)ランパ替えの上取り付ける。
● 設計図面の取扱
設計図書は工事の大意を示すものであり、着工前に施工図等を提出し監督職員の承認を受ける。なお設計図書に、明記なき事項で、技術上、実用上、また保安上当然必要と認められるもの及び現場の機材上必要な軽微な変更は、監督職員と協議の上指示により施工する。
この場合原則として工事費の増減は行わない。
● 耐震施工
設備機器の固定は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」による。
● 電線類
電線の特記なきものはエレクトロケーブルを使用する。
電線の色分けは標準仕様書どおりとし、ケーブルの場合は端末にて相別を施す。
● 配管類
設計図面中P-F電線管は、合成樹脂製製管(一重管) 自己消火型を示す。
長さ1m以上の入線しない空配管、予備配管にはビニル被覆鉄線(1.2mm)を入線し、名札を取り付ける。
行き先表示札については、湿気のある場所では耐湿性の製品を使用すること。
行き先表示札については、予備配管については材質・口径を記入する。
建物E-X-P-J部分及び振動機器接続箇所使用する可とう電線管は、ビニル被覆金属製2種可とう電線管とする。
露出配管を行う場合は、施工前に素地をこしらえ(エッチングプライマー等)と下塗りを行い、施工後仕上げ塗装を行う。
図示しない限り露出配管は全て塗装する。
P-F管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。
内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。
地中埋設管路には、GL-300mmの深さに埋設保護シート(ダフル)を敷設する。
地中管路には、コンクリート製ケーブル埋設機 または、埋設指示ピンを設ける。
マンホール、ハンドホール内にてケーブルの余長を見込む。
接地極埋設位置附近に接地埋設機を取り付ける。
● ボックス類
● 土工事
● 配線器具
配線器具は、JIS大角形(白色)とする。
配線器具プレートは、新金属製プレートとする。
照明用スイッチで、ボックス1個当たり多数ある場合は監督職員と協議し本工事費内にてネーム入りスイッチとする。
● 電界強度測定
● はつり
● その他
本工事費内にて、工事着工前・躯体完了時に受電点の電界強度測定を行う。
既設建築物はつり、穴開け等に関してはダイヤモンドカッターを使用するものとし、事前に簡易配筋検査を行うこと。
本工事費内にて、工事着工前・躯体完了時に受電点の電界強度測定を行う。
屋外及び外壁面施工による各種配管支持材は、ステンレス製又は溶融亜鉛メッキ(JIS H86、41の2種)仕様
有電材の処分については、監督職員と協議を行い、適切に処分すること。

F) 工事項目概要

項目	項目	工事概要
○ 1	高圧引込設備	高圧引込口より、受電設備に至る配管配線機器取付調整工事の一切を行う。 負担金 (○要 ●不要)
○ 2	低圧引込設備	低圧引込口より、引込開閉器に至る配管配線機器取付調整工事の一切を行う。 負担金 (○要 ●不要)
○ 3	受変電設備	屋外型キュービクルの設置調整工事の一切を行う。 主任技術者検査費は本工事に含む。 キュービクル基礎 (○本工事 ●建築工事)
○ 4	燃料系発電設備	自家発電機の設置調整工事の一切を行う。(●消防法○建築基準法●停電時対策) 発電機基礎 (○本工事 ●建築工事)
○ 5	太陽光発電設備	本施設に太陽光発電設備を設置する。 発電の有無 (○有 ●無)
● 6	電灯動力幹線設備	本工事は、(○受変電設備●開閉器)より電灯分電盤までの配管配線機器取付調整工事の一切を行う。
○ 7	動力設備	各動力盤より各種動力機器までの配管配線接続及び、操作回路の配管配線工事の一切を行う。
● 8	電灯コンセント設備	各電灯分電盤より照明器具、各種配線器具に至る配管配線、器具取付け点灯試験工事の一切を行う。
○ 9	構内情報通信網設備	既設フルボックスより2重床までの配管工事の一切を行う。 工事区分 (●配管工事 ○配線工事 ○機器取付調整工事)
● 10	構内交換設備	既設フルボックスより2重床までの配管工事の一切を行う。 工事区分 (●配管工事 ○配線工事 ○機器取付調整工事)
○ 11	映像音響設備	映像音響主要機器より末端機器までの配管配線、機器取付調整工事の一切を行う。
○ 12	拡声設備	アンプより各拡声機器までの配管配線、機器取付調整工事の一切を行う。 (●業務放送 ○消防法対応非常放送)
○ 13	情報表示設備	各主装置より各端末機までの配管配線、機器取付調整工事の一切を行う。
○ 14	呼出設備	総機より各子機までの配管配線、機器取付調整工事の一切を行う。
● 15	テレビ共聴設備	既設端子盤より各テレビ受口までの配管配線、機器取付調整工事の一切を行う。 負担金 (○要 ●不要)
○ 16	監視カメラ設備	1TV機器より各監視カメラまでの配管配線、機器取付調整工事の一切を行う。
○ 17	防犯入退室管理設備	各主装置より各端末機までの配管配線、機器取付調整工事の一切を行う。 工事区分 (○配管工事 ○配線工事 ○機器取付調整工事) 警備保障会社の責任施工の有無 (○有 ○無) 警備保障会社の責任施工がある場合の費用を本工事に含む
○ 18	自動火災報知設備	受信機より各種機器に至る配管配線機器取付調整工事の一切を行う。 所轄消防署と協議の上、完全に施工する。 なお、図示なくも建築構造上感知器の必要が生じたときは、監督職員の指示に従い本工事において取り付ける。
○ 19	非常警報設備	消防法に基づく非常警報設備機器を設置し、それに至る配管配線機器取付調整工事の一切を行う。
○ 20	自動閉鎖設備	運動制御盤より各種自動閉鎖機器、感知器に至る配管配線機器取付調整工事の一切を行う。
○ 21	ガス漏れ警報設備	検知器より各種ガス漏れ警報器に至る配管配線、機器取付調整工事の一切を行う。 方式 (●単独式 ○集中式)
○ 22	避難針設備	本工事は (○建築基準法○消防法○任意設置)により避難設備を設ける。
○ 23	撤去工事	本工事は、工事範囲内の各設備の既設品撤去処分工事の一切を行う。 P-CB含有する電気機器等は専門機関で調査を行い報告するとともに、含有する場合は分別し適切に保管できるよう措置すること。

G) メーカーリスト

本工事に使用する機器材料は、下記又は同等品の規格品を監督職員の承認を得て使用のこと。●印を適用する。

適用	機	材	名	製	造	者	名			
●	電	線		JIS規格等適合品製造者						
●	ケ	ー	ブ	ル	JIS規格等適合品製造者					
●	電	線		JIS規格等適合品製造者						
●	同	上	付	属	品	JIS規格等適合品製造者				
○	ビ	ニ	ル	電	線	JIS規格等適合品製造者				
○	同	上	付	属	品	JIS規格等適合品製造者				
●	P	F	電	線	管	JIS規格等適合品製造者				
●	F	E	P	電	線	管	JIS C 3653 施工方法に適合する電線管 (角型・丸形) ねじ込み接続工法可とする。			
●	フ	ル	ボ	ッ	ク	ス	積水化学工業 洪 隆 工業 タチバナ 竜成興業 奈良工業 ニチア 日動電工 ネグロス電工 南 電 機 八洲電工			
○	コ	ン	ク	リ	ー	ト	柱 近 畿 大 日 日本コンクリート 三谷セキサン ヨ シ モ ト			
○	コ	ン	ク	リ	ー	ト	〔二次製品〕 アートコンクリートエム カノックス 東京コンクリート コ ー プ 甲和コンクリート			
○	マ	ン	ホ	ー	ル	管	小 島 製 鉄 谷 川 福 西 北 鉄 道 芝 戸 上 日 本 高 圧			
○	高	圧	し	ャ	断	開	器 エナジーサポート 大 塚 芝 戸 上 日 本 高 圧			
○	高	圧	開	閉	器	日 立 福 士 三 菱				
○	変	圧	器	三 菱	愛 知	ダイヘン 東 芝 日 立 富 士				
○	コ	ン	デ	ン	サ	ー	指 月 東 芝 ニチコン 日 立 富 士			
○	キ	ュ	ー	ビ	ク	ル	三 菱 瑞 電 池 愛 知 川 崎 下 平 中 日 立 内 外			
○	キ	ュ	ー	ビ	ク	ル	華 川 新 吉 村 大 正 三 菱 名 神 日 立 瑞 電 池 河 村 東 芝 内 外 日 立 東			
○	配	分	電	盤	日 立 瑞 電 池 川 崎 小 島 東 芝 日 立 富 士					
○	配	分	電	盤	華 川 新 吉 村 大 正 三 菱 名 神 河 村 テンパール 東 芝 内 外 日 立 東					
●	配	分	電	盤	パナソニック					
●	照	明	器	具	岩 崎 瑞 電 池 大 光 東 芝 日本電気H E マックスレイ パナソニック 三 菱 ヤ マ ギ ヲ 山 田					
○	夜	間	照	明	器	具	岩 崎 小 島 東 芝 G S ユ ア サ パナソニック			
●	配	線	器	具	神 保 東 芝 聖 和 電 機	パナソニック				
○	拡	声	機	器	ソ ニ ー T O A JVCケンウッド	パナソニック	ユニベックス			
○	A	V	機	器	ソ ニ ー JVCケンウッド	パナソニック	ユニベックス			
○	時	計	T I Cシチズン	パナソニック	セイコータイムシステム					
○	イ	ン	タ	ー	ホ	ン	アイホン ケ ア コ ム T O A 東 芝 日 立 日本インナーホン パナソニック			
○	ト	イ	レ	呼	出	機	器	アイホン ケ ア コ ム		
○	来	客	報	知	機	器	アイホン ケ ア コ ム	パナソニック	邦中エンジニアリング	
○	表	示	器	アイホン ケ ア コ ム T I Cシチズン						
●	テ	レ	ビ	共	聴	機	器	アン テ ン D Xアンテナ 日本アンテナ 日立国産電気 ミ ハ ル 通 電		
○	火	災	報	知	機	器	沖 電 気 防 災 ニ ッ タ ン 能 美 防 災 ホ ー チ キ	パナソニック		
○	非	常	警	報	機	器	沖 電 気 防 災 ニ ッ タ ン 能 美 防 災 ホ ー チ キ	パナソニック		
○	防	火	戸	自	開	機	器	沖 電 気 防 災 ニ ッ タ ン 能 美 防 災 ホ ー チ キ	パナソニック	
○	ガ	ス	漏	れ	警	報	機	器	沖 電 気 防 災 ニ ッ タ ン 能 美 防 災 ホ ー チ キ	
○	避	雷	針	機	器	大 阪 四 興 隆 本 日 本 フ ー ル ド				
○	自	家	発	電	機	器	オ ー ハ ヅ ダ イ ハ ツ 三 菱 重 工 三 菱 電 機 明 電 舎 ヤ ン マ ー		日 立	
○	蓄	電	池	新 神 戸 電 気 日 本 電 池 古 河 電 池	パナソニック				ユアコー・ソリューション	
○	電	話	装	置	岩 崎 通 N E C N T T 沖 東 芝					
○	デ	ジ	タ	ル	交	換	機	N E C 沖 日 立 富 士 通 三 菱		
○	警	備	保	障						
○	電	気	温	水	機	器	東 芝 機 器 東 陶 機 器 日立空調システム 三 菱 電 機			
○	調	台	照	明	機	器	東 芝 パナソニック	松 村 丸 茂		
○	調	台	音	響	機	器	映像システム J E U G I A J R C ソ ニ ー T O A JVCケンウッド	パナソニック	ユニベックス	
○	監	視	カ	メ	ラ	機	器	ソ ニ ー T O A JVCケンウッド	パナソニック	ユニベックス
○	太	陽	光	発	電	機	器	京 セ ー ラ パナソニック シ ャ ー プ 三 菱 電 機		
										上記メーカーは参考とし、同等発電能力を有することにより他メーカーの採用を可とする。

株式会社 環境空間設計

代表取締役 杉 野 吉 成

工事名称 滋賀森林管理署高島森林事務所様様替工事

一級建築士事務所 滋賀県知事登録 (〒 91 219) 管理建築士 杉 野 吉 成 建築設計士登録 226632号

滋賀県高島市公所 8 番 2 6 号 TEL 0749-62-6211 FAX 0749-65-0942

図面名称 電気設備工事 特記仕様書

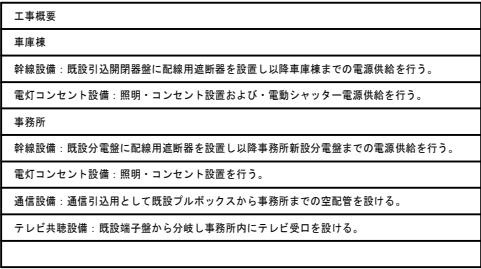
縮尺

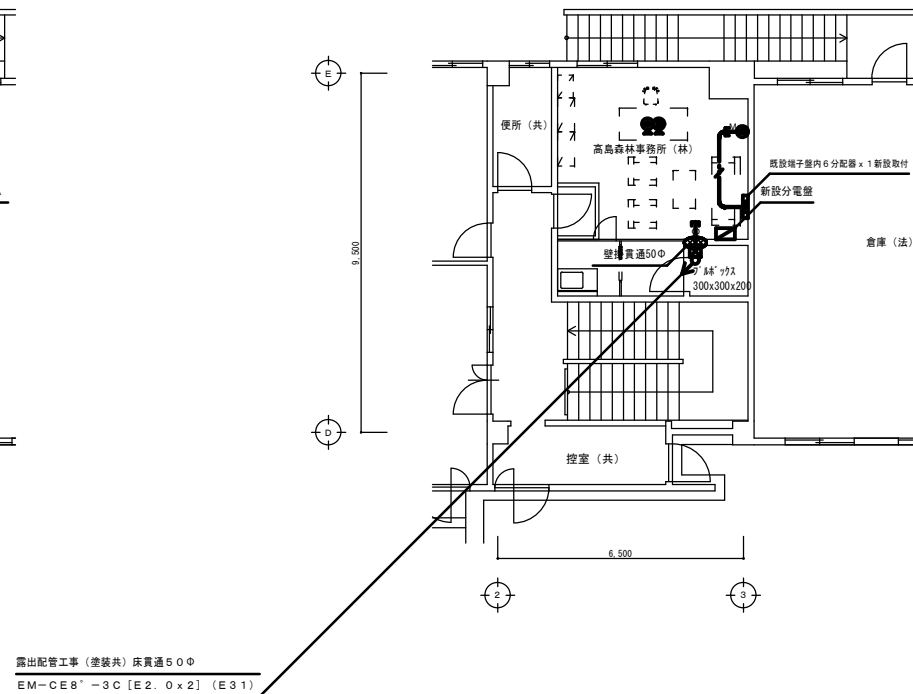
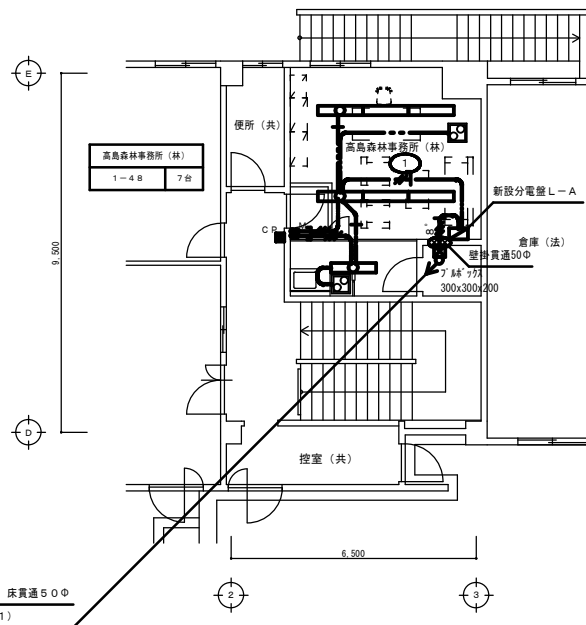
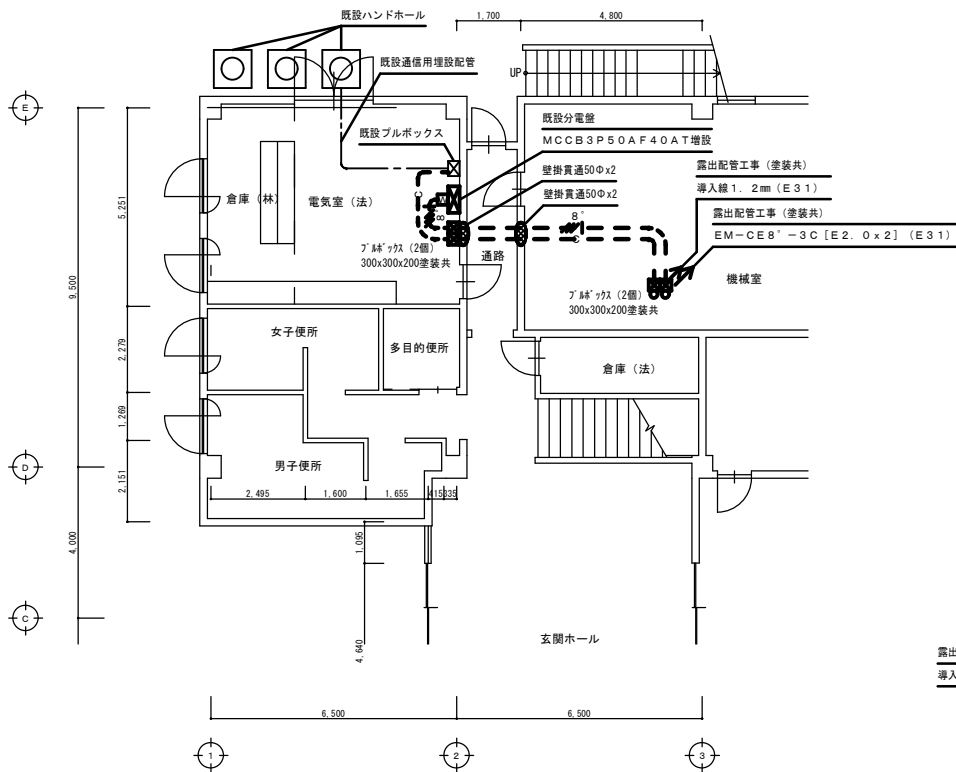
年月日 2023.3

図面番号 E-01

製図 検図 承認

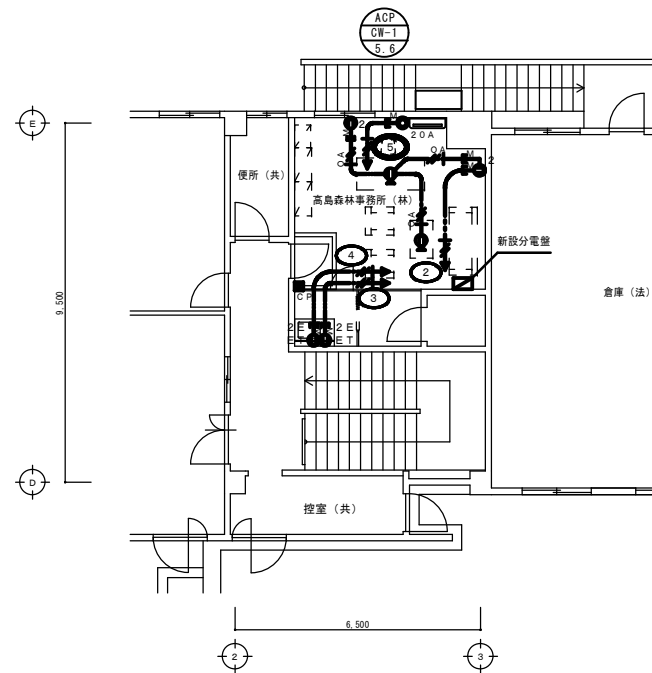
25





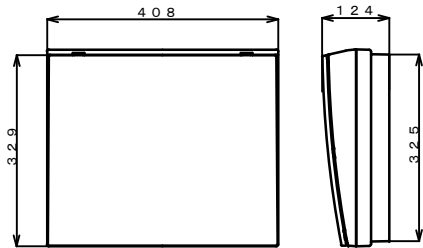
凡例		
図記号	機器名称	
●	埋込型スイッチ	1P15A x 1
●L	埋込型スイッチ (ON表示灯付)	1P15A x 1
●2	埋込型コンセント	2P15A x 2
● ¹ _E T	埋込型コンセント	2P15A x 1 接地極・接地端子付
● ² _E T	埋込型コンセント	2P15A x 2 接地極・接地端子付
●	アップコンセント	2P15A x 2
●20A	埋込型コンセント	3P20A x 1 接地極付 (形状はエアコン差込に合すこと)
●	テレビ用受口	CS-7F-7
M	積算電力量計ボックス (メーター共)	
S	開閉箱	
ACP	カバープレート (新金属製)	
●	アップコンセント	電話用 (6極4芯)
●	アップコンセント	電話用 (8極8芯)

1. 特記事項：図中特記なき配管配線は下記を示す。		
図記号	配線種別	
EM-EEF 2.0-3C	[1CE]	(PF22)保護管
EM-EEF 1.6-3C	[1CE]	(PF22)保護管
EM-EEF 1.6-2C		(PF16)保護管
EM-EEF 1.6-3C		(PF22)保護管
EM-EEF 1.6-3C		(メタルモールA型)
EM-EEF 2.0-3C	[1CE]	(メタルモールA型)
EM-EEF 2.0-3C	[1CE]	(2重床内配線)
EM-S-5C-FB		(PF16)保護管
EM-S-5C-FB		(メタルモールA型)
EM-CE 8"-3C	[E2.0x2]	(EP31)露出塗装共
導入線 1.2mm		(EP31)露出塗装共
2. 注記		
二重天井内はケーブル配線工事とする。		
壁内配線および貫通部分はPF管にて保護とする。		

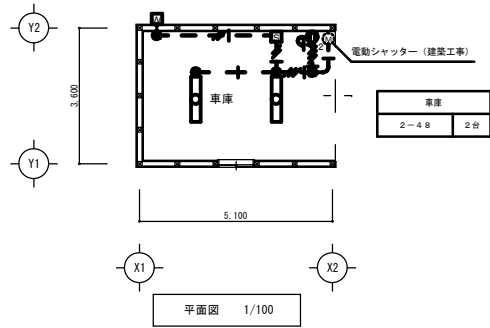


盤名称		分電盤仕様		キャビネット	
L-A				露出型樹脂製ホーム分電盤	

主開閉器他	回路番号	電圧V	分岐遮断器仕様	負荷容量(VA)			負荷名称
				R・N	N・T	R・T	
	1	100	MCCB2P1E30AF20A	800			照明
	2	100	MCCB2P1E30AF20A		400		事務コンセント
	3	100	MCCB2P1E30AF20A	1000			ミニキッチンコンセント
	4	100	MCCB2P1E30AF20A		1100		ミニキッチンコンセント
	5	200	MCCB2P1E30AF20A			1748	空調機用コンセント
	6	100	MCCB2P1E30AF20A				予備
合計 5.048 kva							



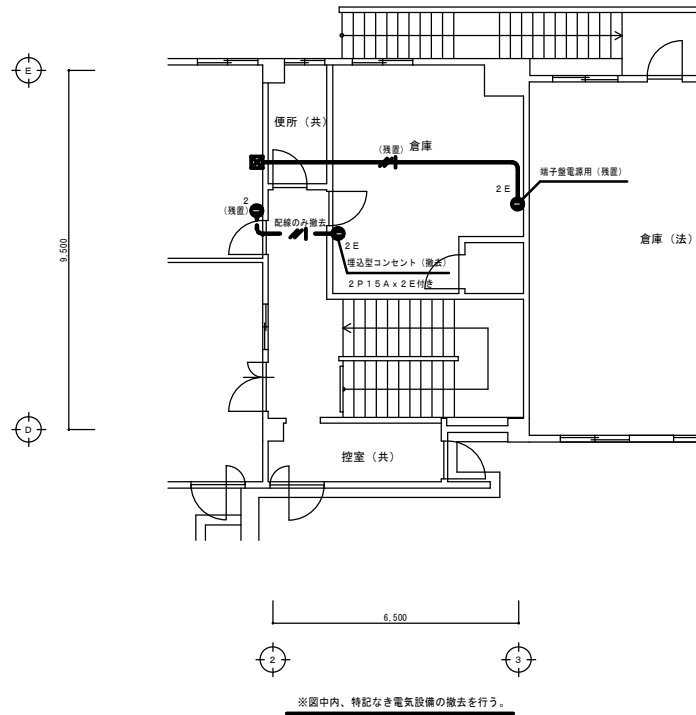
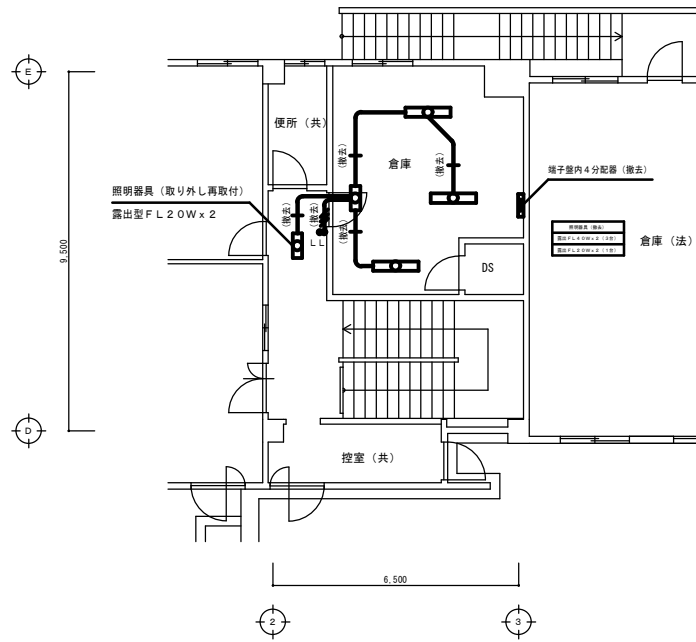
住戸分電盤 L-A 参考図



1. 特記事項：図中特記なき配管配線は下記を示す。		
図記号	配線種別	
	EM-1E 2.0 x 2	E1.6 (EP19)露出配線
	EM-1E 1.6 x 2	E1.6 (EP19)露出配線
	EM-1E 1.6 x 3	E1.6 (EP19)露出配線

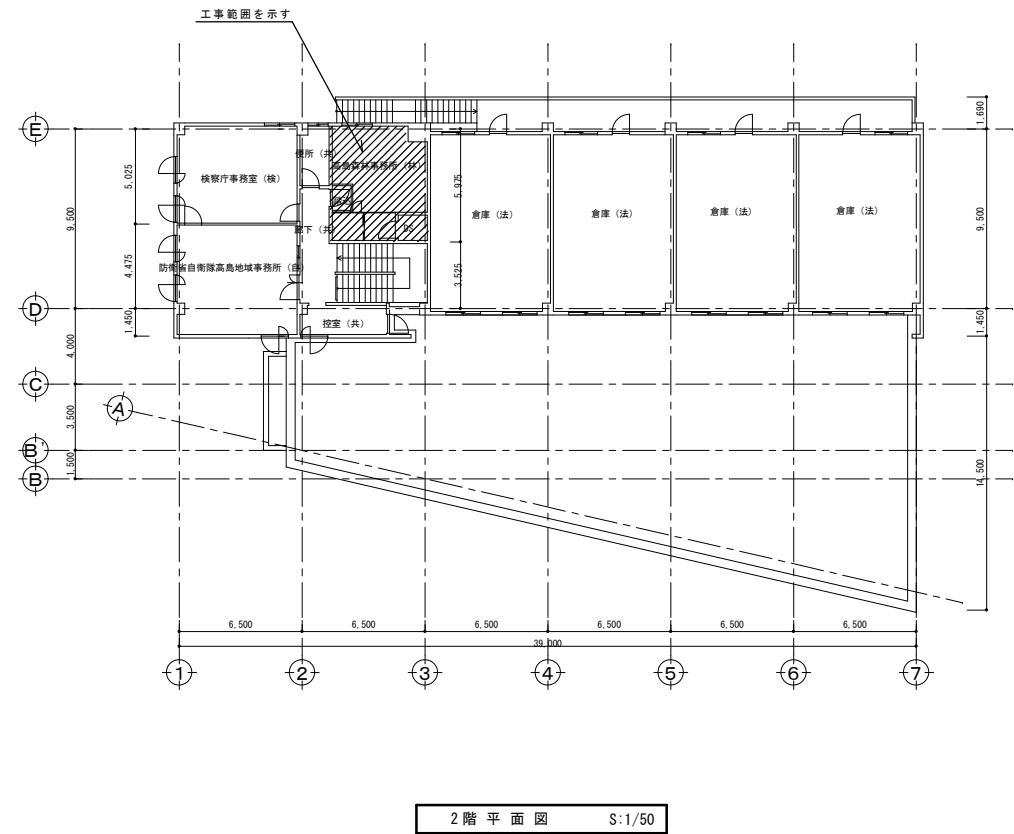
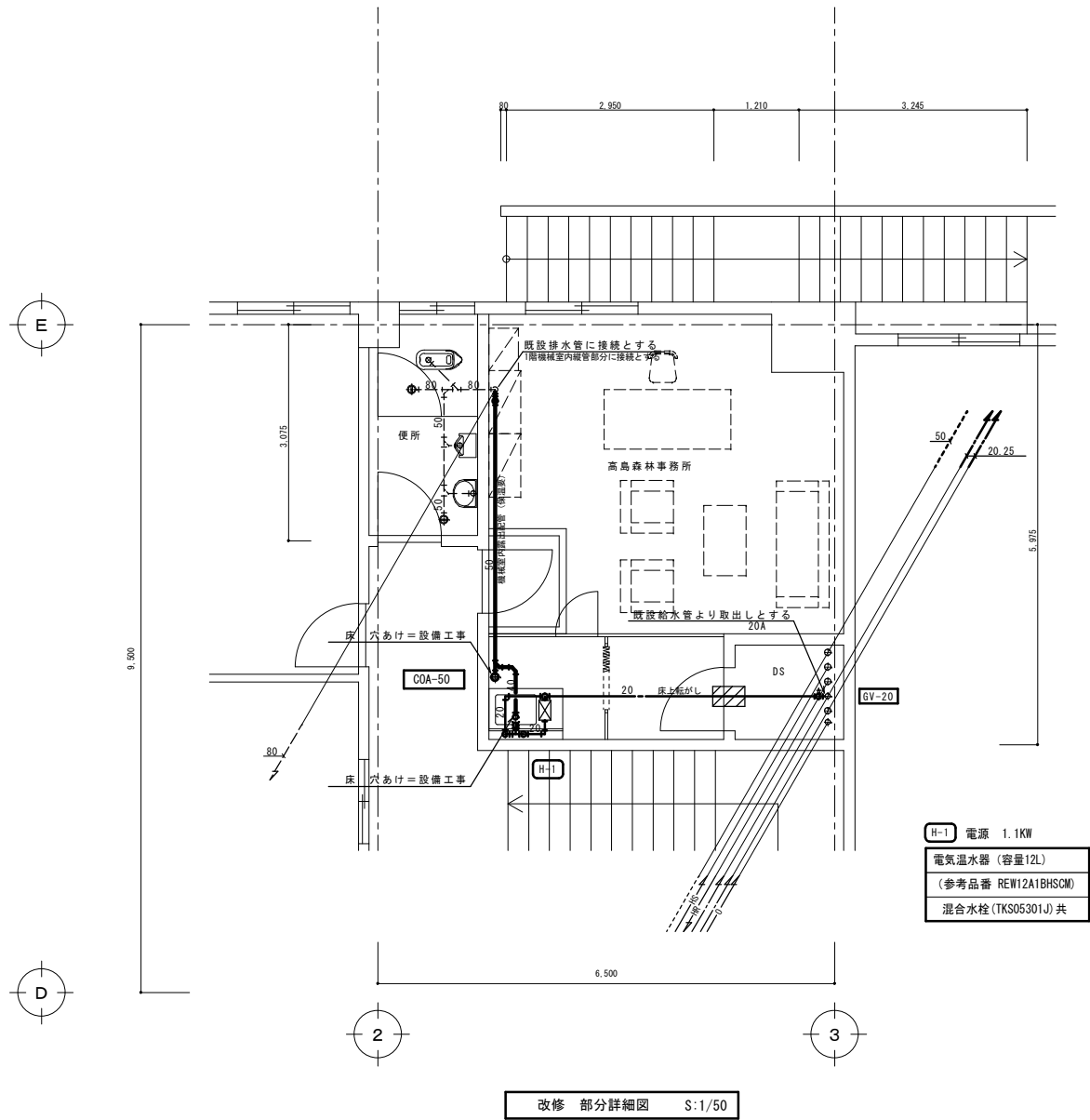
凡例	
図記号	機器名称
	積算電力量計ボックス (メーター)
	開閉器箱 ELCB2P50AF20AT
	埋込型スイッチ 1P15A x 1
	埋込型コンセント 2P15A x 2
	露出丸型ボックス (建築共)

1-48	1Dシリーズ置付型40形 Dスタイル W150
SS9-4-48LE9	
2-48	1Dシリーズ置付型40形 Iスタイル
LS91-4-48LE9	



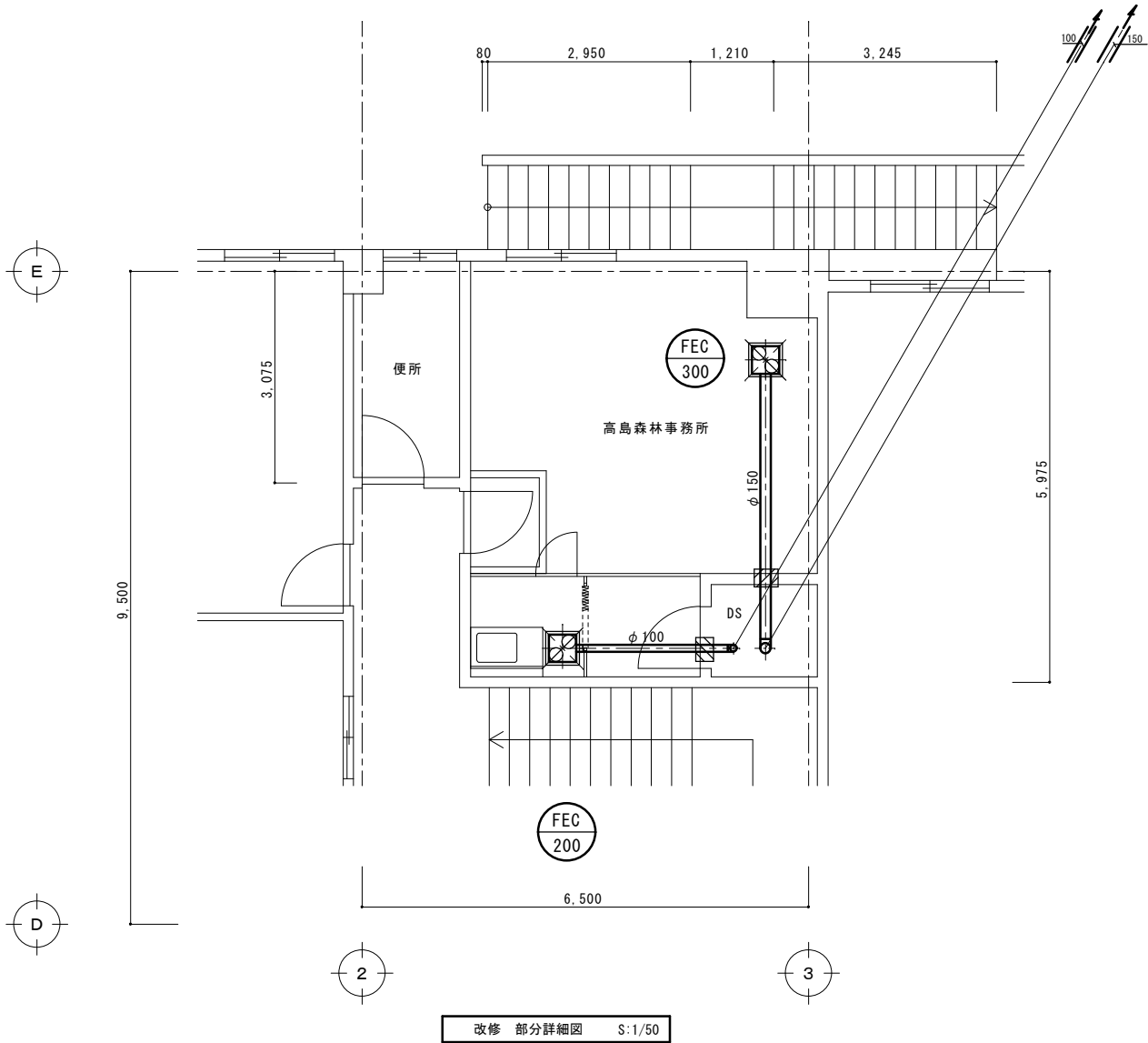
1. 特記事項：図中特記なき配管配線は下記を示す。		
図記号	配線種別	
	1V 2.0 x 2	E1.6 (PF16)
	1V 1.6 x 2	E1.6 (PF16)
	1V 1.6 x 3	(PF16)
2. 施工区分		
	天井内配管工事	
	R/C打込配管工事	

凡例	
図記号	機器名称
	埋込型スイッチ (ON表示灯付) 1P15A x 1
	埋込型コンセント 2P15A x 2

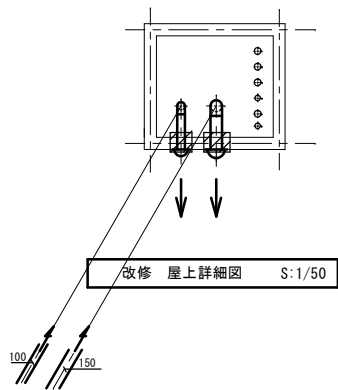


項 目	凡 例
給 水 設 備	—— 既設 給水管 —— 新設 給水管
排 水 設 備	----- 既設 排水管 ----- 新設 排水管
通 気 設 備	----- 既設 通気管

※. 機械室内排水管の保温は溶融亜鉛メッキとする。



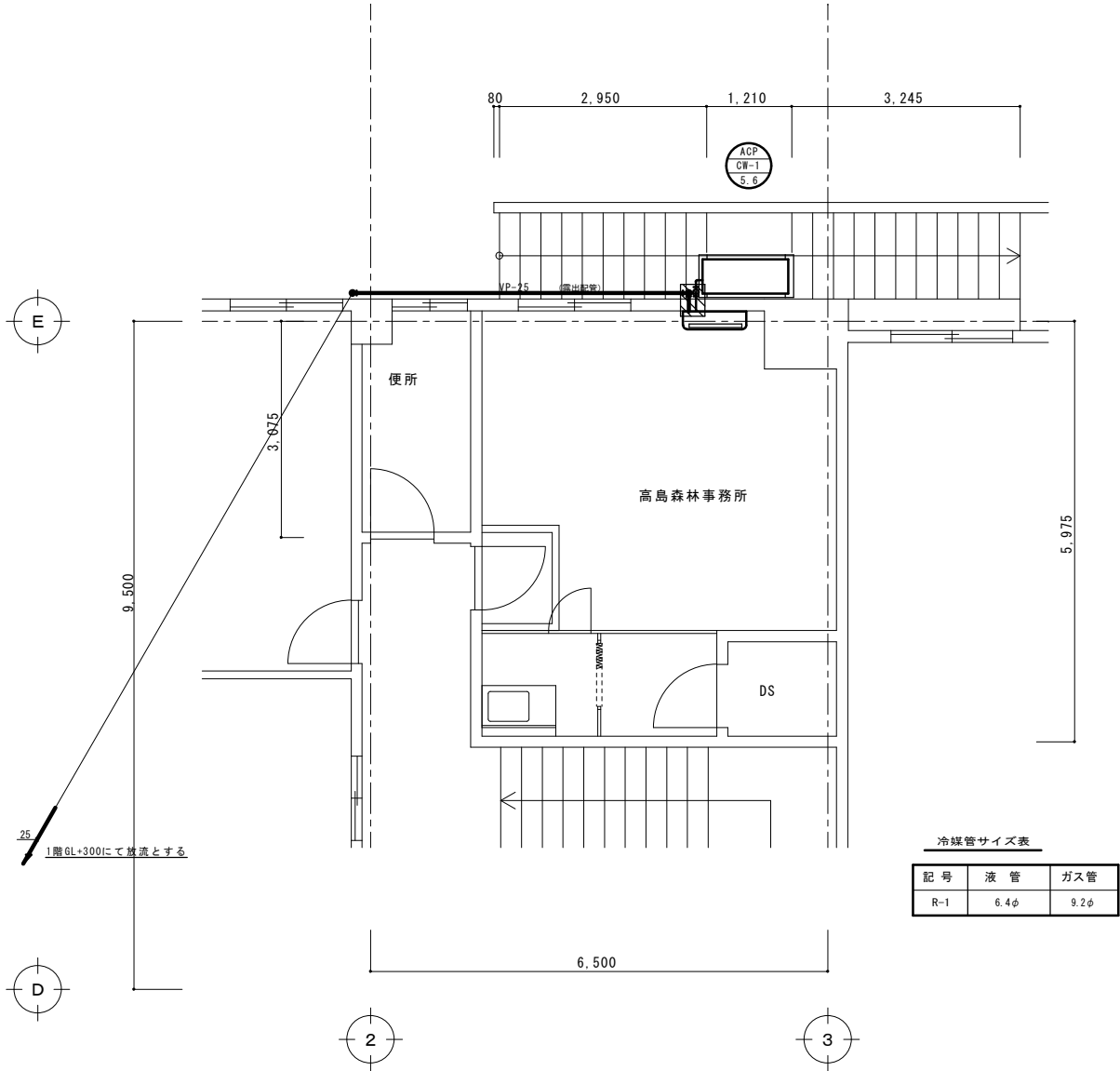
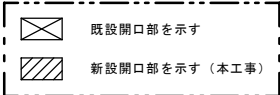
改修 部分詳細図 S:1/50



改修 屋上詳細図 S:1/50

換気機器リスト

記 号	機 器 名	仕 様	電 源	電 気 容 量 名 称消費電力	台 数	設置場所	参考品番
F E C - 200	天井埋込換気扇	形 式 低騒音ミニキッチン用タイプ ダクト径 100φ 風 量 200m ³ /H 付属品 SUS製深形フード（建築指定色）・防虫網	1φ-100V	ファン 36.0w	1		VD-18ZY ₁₃
F E C - 300	天井埋込換気扇	形 式 低騒音インテリアタイプ ダクト径 150φ 風 量 300m ³ /H 付属品 24時間換気用専用スイッチ・SUS製深形フード（建築指定色）・防虫網	1φ-100V	ファン 46.0w	1	事務所	VD-20ZV ₁₆ -0



冷媒管サイズ表

記 号	液 管	ガス管
R-1	6.4φ	9.2φ

改修 部分詳細図 S:1/50

新設冷暖房機器リスト (電気式)

記 号	機 器 名	仕 様	電 源	電 気 容 量		台 数	設置場所	参考品番
				名 称	出 力			
ACP CW-1 S.6	ル ー ム エ ア コ ン	形 式 壁掛けタイプ（ペアータイプ）（暖房機能充実タイプ） 冷暖能力 0.7~5.7 kw 暖房能力 0.7~9.9kw 付属品 ワイヤレスリモコン・渡り配線（冷媒配管に共巻き）・壁付架台（SUS製）・防振ゴム	1φ-300	圧縮機	1.7kw	1	事務所	S563ATHP-W 〈室外機重量40Kg 参考〉

※・電気容量は、参考に付きメーカー決定後 電気工事と十分打合せを行う事